議　事　日　程　第　６　号

平成２８年３月２４日（木）午前１０時開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第　１　議第　２号　米沢市固定資産評価審査委員会条例及び米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正について

日程第　２　議第　３号　米沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第　３　議第　４号　米沢市職員の勤務時間、休暇に関する条例及び米沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第　４　議第　５号　米沢市行政手続条例の一部改正について

日程第　５　議第　６号　米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正について

日程第　６　議第　７号　米沢市市税条例等の一部改正について

日程第　７　議第　８号　米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

日程第　８　議第　９号　米沢市行政不服審査会条例の設定について

日程第　９　議第１０号　米沢市職員の退職管理に関する条例の設定について

日程第１０　議第１１号　米沢市経済の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の不均一課税に関する条例の設定について

日程第１１　議第１２号　米沢市長の在任期間に関する条例の設定について

日程第１２　議第４２号　米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第１３　議第４３号　米沢市一般職の職員の給与に関する条例及び米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

日程第１４　請願第１号　「安全保障関連法を廃止することを国に求める」意見書の提出方請願

日程第１５　請願第２号　奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

日程第１６　議第１３号　米沢市敬師児童センター等の指定管理者の指定の一部変更について

日程第１７　議第１４号　米沢市国民権法保険税条例の一部改正について

日程第１８　議第１５号　米沢市児童福祉施設設置条例の一部改正について

日程第１９　議第１６号　米沢市介護保険運営協議会条例等の一部改正について

日程第２０　議第１７号　米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例の一部改正について

日程第２１　議第１８号　米沢市立病院看護師等奨学資金貸付条例の一部改正について

日程第２２　議第１９号　米沢市消費生活センターの組織、運営等に関する条例の設定について

日程第２３　請願第３号　米沢市立病院精神科の存続を求める請願

（産業建設常任委員長報告）

日程第２４　議第２０号　米沢市市営住宅条例の一部改正について

日程第２５　議第２１号　米沢市手数料条例の一部改正について

日程第２６　議第２２号　米沢市下水道条例の一部改正について

日程第２７　議第４４号　市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分について

日程第２８　陳情第１号　新文化複合施設の工期遅延に伴う損害金請求の件

（予算特別委員長報告）

日程第２９　議第２９号　平成２８年度米沢市一般会計予算

日程第３０　議第３０号　平成２８年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第３１　議第３１号　平成２８年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算

日程第３２　議第３２号　平成２８年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算

日程第３３　議第３３号　平成２８年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算

日程第３４　議第３４号　平成２８年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算

日程第３５　議第３５号　平成２８年度米沢市下水道事業費特別会計予算

日程第３６　議第３６号　平成２８年度米沢市農業集落排水事業費特別会計予算

日程第３７　議第３７号　平成２８年度米沢市物品調達費特別会計予算

日程第３８　議第３８号　平成２８年度米沢市南原財産区費特別会計予算

日程第３９　議第３９号　平成２８年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算

日程第４０　議第４０号　平成２８年度米沢市水道事業会計予算

日程第４１　議第４１号　平成２８年度米沢市立病院事業会計予算

日程第４２　議第４５号　平成２７年度米沢市一般会計補正予算（第７号）

日程第４３　議第４６号　平成２７年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）

日程第４４　議第４７号　平成２７年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第３号）

日程第４５　議第４８号　平成２７年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）

日程第４６　議第４９号　平成２７年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第２号）

日程第４７　議第５０号　平成２７年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第３号）

（市立病院建替特別委員長報告）

日程第４８　市立病院建替特別委員会の報告

日程第４９　発議第１号　米沢市議会委員会条例の一部改正について

日程第５０　発議第２号　北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書の提出について

日程第５１　議第５１号　米沢市副市長の選任について

日程第５２　議第５２号　米沢市教育委員会教育長の任命について

日程第５３　議第５３号　米沢市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程第６号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（２４名）

１番	木村芳浩 議員	２番	相田克平 議員
３番	島貫宏幸 議員	４番	小島　一 議員
５番	佐藤弘司 議員	６番	山田富佐子 議員
７番	相田光照 議員	８番	成澤和音 議員
９番	中村圭介 議員	１０番	鈴木藤英 議員
１１番	皆川真紀子 議員	１２番	堤　郁雄 議員
１３番	島軒純一 議員	１４番	鳥海隆太 議員
１５番	佐藤忠次 議員	１６番	山村　明 議員
１７番	工藤正雄 議員	１８番	齋藤千恵子 議員
１９番	海老名　悟 議員	２０番	髙橋英夫 議員

２１番	高　橋　　壽	議員	２２番	小久保　広　信	議員
２３番	太　田　克　典	議員	２４番	我　妻　徳　雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長	中川　勝	総務部長	須佐達朗
企画調整部長	我妻秀彰	市民環境部長	菅野紀生
健康福祉部長	堤　啓一	産業部長	山口昇一
建設部長	宍戸義宣	会計管理者	神田　仁
総務課長	安部道夫	財政課長	後藤利明
総合政策課長	渡辺勅孝	水道部長	杉浦隆治
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院事務局長	加藤智幸
教育委員会委員長	髙橋英機	教育長	原　邦雄
教育管理部長	船山弘行	教育指導部長	情野　正
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員会事務局長	町田和利
選挙管理委員会委員長	小林　栄	選挙管理委員会事務局長	生田英紀
代表監査委員	大澤悦範	監査委員事務局長	宇津江俊夫

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	青木重雄
主任	渡部真也	主任	我妻政仁

午前１０時００分　開議

○海老名　悟議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第６号により進めます。

[redacted]

日程第１　議第２号米沢市固定資産評価審査委員会条例及び米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正について外１４件

○海老名　悟議長　日程第１、議第２号米沢市固定資産評価審査委員会条例及び米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正についてから日程第15、請願第２号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書提出方請願までの議案13件、請願２件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長18番齋藤千惠子議員。

〔総務文教常任委員長１８番齋藤千惠子議員登壇〕

○１８番（齋藤千惠子議員）　御報告申し上げます。

去る３月１日及び10日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案13件、請願２件であります。

当委員会は、議会日程に従い、４日及び10日に委員会室において、全委員出席のもと、教育長、関係部課長、また請願審査においては請願者及び紹介議員の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第２号米沢市固定資産評価審査委員会条例及び米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正についてでありますが、本案は行政不服審査法の全部改正に伴い、固定資産評価審査委員会の審査の手続が同法の規定による手続に準ずるものとなるよう所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３号米沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、本市の議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償等の給付を、ほかの法令による給付と調整する場合の取り扱いを、一般職の職員にかかわる取り扱いと同様にするものであります。

本案については、とりわけ質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第４号米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び米沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は地方公務員法の一部改正に伴いまして、人事行政の運営等の状況を取りまとめ、及び公表する事項を追加しようとするほか、規定の整備を図るものであります。

本案については、とりわけ質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５号米沢市行政手続条例の一部改正についてでありますが、本案は行政手続法の一部改正に伴い、規定の整備を図るものであります。

本案については、とりわけ質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第６号米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正についてでありますが、本案は行政不服審査法の全部改正に伴い、同法に

規定する審理員による審理手続に関する適用除外の規定を定めようとするほか、所要の改正及び規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第７号米沢市市税条例等の一部改正についてでありますが、本案は市税等にかかわる督促手数料の額を改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、施行期日が５月１日であるのはなぜかとの質疑があり、当局から、28年度に発生した債権にかかわる督促は28年５月１日以降に行うことになるためであるとの答弁がありました。

また、委員から、光にかざすと透けて見える現状の督促状は、個人情報がしっかりと守られているとは言えないと考えるが、対策を検討しないのかとただされ、当局から、透けて見えるようでは適切な状況ではなく、督促状の裏面に地紋などを印刷するなど、検討してまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、督促状のはがきについては個人情報保護の観点から改善を早急にする必要がある。あわせて同一の滞納者に複数のはがきを毎月出していることが予想されるが、税の徴収事務の一元化で削減できる経費も相当あると考えられ、根本的な改善も図っていただきたいと願いつつ賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第８号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は米沢市立第一中学校水泳プールを一般の使用に供しないこととするものであります。

本案に対し、委員から、一般の使用状況について質疑があり、当局から、平成26年度で一般が275名、高校生16名、小中学生922名の合計1,213名であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、利用者に対する影響はどのように考えているのかとただされ、当局から、利用者のほとんどは小中学生であり、小学生はそれぞれの小学校で、また中学生は市営プールの利用で対応できると考えており、影響は少ないと認識しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第９号米沢市行政不服審査会条例の設定についてでありますが、本案は行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求にかかわる採決の適否を審査する附属機関として設置する米沢市行政不服審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号米沢市職員の退職管理に関する条例の設定についてでありますが、本案は地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、この件は条例で規定するものではなく、公務員の倫理上の問題ではないかとただされ、当局から、国では規定しており、条例を制定しない場合は対策漏れを指摘される可能性があるため、万が一に備えて条例化するものであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、一億総活躍社会と言われており、優秀な職員には退職後も再就職をして、地域において活躍していただきたいと考える。さまざまな活動の制限とならないよう、当局がしっかりと職員に説明していくことを求め、賛成するとの意見がありました。

本案は、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号米沢市経済の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の不均一課税に関する条例の設定についてでありますが、本案は本

市における経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、東京都の特別区にある本社機能を本市に移転し、または本市にある本社機能の拡充等を行った企業に対して、固定資産税の不均一課税を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、不均一課税を適用して税収が減った場合の地方交付税の措置についての質疑があり、当局から、従来の企業立地促進法に準じた形で、基準財政収入額での補塡が３年間なされるが、補塡率は段階的に引き下げられるとの答弁がありました。

また、委員から、交付税で措置される期間が３年であるから、期間の設定を３年としたのかとただされ、当局から、企業誘致の一つのツールとして継続できればよいが、財政及び施策の兼ね合いから、まずはこの交付税措置がある期間で活用したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、財政状況をしっかり整えた上でということになるが、期間についてはほかの自治体もおおむね３年であり、そこで差をつけることも一つの魅力のアップになると思うが、そのような方向性は今後検討していくのかとの質疑があり、当局から、企業誘致については東北中央自動車道が開通する平成29年度を挟み、平成30年度までを重点期間として特に力を入れていきたいと考えており、その成果も踏まえて検討してまいりたいとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市長の在任期間に関する条例の設定についてでありますが、本案は市長の在任期間の上限について定めようとするものであります。

なお、委員会として本案についての説明、答弁のため、議長を通して市長に出席を求めました。

本案に対して、委員から、地方自治体が条例で多選を制限することは憲法の規定に抵触しないのかとの質疑があり、当局から、法律上そのような規定がないことから、条例で明確に禁止をうたっているのであれば問題であるが、あくまで自粛という形であるので、法的には問題がないと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、ほかの市町村の条例では「在任しないよう努めるものとする」と表現しているが、あえて「在任しないものとする」としたのはなぜかとただされ、市長から、２期８年を選挙公約として訴えてきており、自分を律するためにも「在任しないものとする」という文言を使用したとの答弁がありました。

また、委員から、２期８年とした理由について質疑があり、市長から、閉塞感のある米沢を何とか打破したいとの思いで市長選に立候補したが、この期間で産業振興や人口減少に歯どめをかける施策に力を入れても成果が出なければ、市長は何をしているのかとなる。成果を出すためにしっかり取り組みたいとの純粋な考えで２期８年の期間としたとの答弁がありました。

さらに、委員から、本条例は立候補を制限するものではないため、市民から継続の要望があり、推薦された際は立候補する考えはあるのかとただされ、市長から、推薦をいただくことはありがたいことではあるが、その場合はまちづくりの一定の方向性が見え、成果も出たと判断し、次の若い人へ受け継いでまいりたいと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、法的には任期を制限するという禁止はできず、あくまでも努力規定であることから、この条例は現市長のみにかかわるものであり、あえて制定しなければならない意義について疑問が残るため反対するとの意見、他自治体で既に施行されているものがあるという状況を踏まえれば、市長としての決意を示すための条例と受けとめ、賛成するとの意見に分かれたため、起立による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第42号米沢市特別職の職員の給与に関

する条例の一部改正についてでありますが、本案は市長の給料を減額する率を改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、減額率をさらに上げることになるが、一般職の職員の給与に影響することはないかとただされ、当局から、一般職の職員の給与の減額率はこのたびの市長の給料の減額率とは関連せず、影響はないとの答弁がありました。

また、委員から、20%から30%へと10%減額率をふやした根拠は何かとの質疑があり、当局から、新市長として財政健全化への思いを上乗せする必要があるとの政策的な判断と推測しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、減額率を10%上げた際の効果額はとただされ、当局から、約145万円であるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号米沢市一般職の職員の給与に関する条例及び米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでありますが、本案は山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額等の改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表を定めようとするほか、所要の改正を行うものであります。

本案に対し、委員から、山形県人事委員会の勧告には、財政健全化計画に取り組む本市の財政状況は勘案されていないが、その勧告に準じることをどのように認識しているかとただされ、当局から、地方公務員法の趣旨から第三者機関である人事委員会の公平・公正かつ適正な給与勧告に準じて給与制度を決定することが本市の適正な給料のあり方であるとして、これまで運用してきており、この上で勧告とは別に財政状況に対応するために独自給与減額を実施しているものであるとの答弁がありました。

また、委員から、議会に諮った財政健全化計画には職員の独自給与削減の効果額が含まれているが、計画との整合性をどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、交付税及び税収の確定後や人事委員会勧告を受けての人件費の増減を踏まえて、随時見直しをかけながら、この健全化計画を進めていくと約束しているので、常に議会と相談しながら検討していく予定であるとの答弁がありました。

このほか、高卒、大卒の初任給、俸給表と地域格差、人材確保について質疑がありました。

採決に当たっては、本市が県の人事委員会勧告に沿って給与を改正することは、地域の実態にできるだけ即してという点では配慮されているが、新規職員の採用等を考えると、全体の人件費は削減しつつも、意欲のある若者が戻ってくる一つの方法として若年層の給与改善について検討する必要があると指摘し、賛成するとの意見がありました。

本案は、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第１号「安全保障関連法を廃止することを国に求める」意見書の提出方請願でありますが、本請願は第189回通常国会において、昨年９月19日に可決成立した集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法を廃止することを求める意見書を、国会及び政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、集団的自衛権行使容認を含む安全保障関連法を廃止した場合、どのような方法でこれからの日本の平和安全を維持していくのかとの質疑があり、参考人から、本当の外交をしっかりやることであり、おどしやまたは自分よがりの主張でなく、相手の意見をしっかり聞きながら、自分たちの意見もしっかり述べ、そして両者の思いが行き着くところがどこなのか

までしっかり議論することで平和は維持できると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、多くの憲法学者、有識者、文化人らが違憲であると断じているということであるが、それに対してはどう思われるかとただされ、参考人から、日本国憲法の中の特に立憲主義という考え方でいくと、この法案はそれを覆しているというその１点がまさに、この安全保障関連法の法律として無効であるという大原則になっているのだと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、平成４年にＰＫＯ法案が成立した際も、憲法学者らは違憲であると述べていたが、この24年間で日本の平和に大きな影響はなかったと考えているがどうかとの質疑があり、参考人から、平和維持活動は武力でもってその地域を平和にするということではなく、文化的・社会的なさまざまな活動を通して平和維持をしてきた。また、派遣された地域も紛争が終結し、その紛争から立ち直るための援助をしてきたのである。しかし、安倍首相がトルコで演説したいわば武力でもってでもイスラム国を抑え込むという発言から、状況が変わりつつあると考えるとの答弁がありました。

また、委員から、このたびの安全保障関連法では集団的自衛権を根拠として自衛隊の武力行使を認めるという中身が盛り込まれているが、どのようなものと捉えているかとの質疑があり、参考人から、極端な言い方をすれば何の被害も受けていなくても仲間がやられたからといってその仲間になって相手を攻撃するのが集団的自衛権であり、今回の法律によって日本の自衛隊がどこに出ていってもよいというお墨つきを与えるようなものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、自衛隊のリスクがどのようになっていくかとただされ、参考人から、集団的自衛権を行使していけば、日本も攻撃対象とされ、今まで想像しなかったようなことが起きると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、自衛隊は軍隊と捉えているかとただされ、参考人から、現実的には軍隊だと考えているが、範囲はできるだけ制約し、紛争が終わった地域に派遣され、その地域社会を立て直す活動についている際は軍隊だとは考えていない。しかしながら、集団的自衛権を行使すれば、完全に軍隊となってしまうと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、アメリカの基地が日本各所にあるが、アメリカとの関係が薄れてしまった場合、日本はほかから攻撃を受けないと言い切れるのかと質疑があり、参考人から、基地があることにより確かにある部分では日本の平和を守ってきてくれた事実もあると思うが、その反面、日本国民の安全が脅かされてきたとも考えている。アメリカの基地があっても、憲法９条によって武力行使はしないとうたっており、それが各国にも浸透して、攻撃されないベースになっているのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、安全保障関連法の中には時代に合わせた解釈が必要になるものがあるのではないかとの質疑があり、参考人から、時代に応じてということは大事であるが、どの時代に焦点を合わせるかが大きなポイントだと考えている。今回の法律は、現在の不安定な近隣諸国の状況に合わせてつくられたが、未来に向けてその不安を打ち消す別の方策があるならば、そちらを優先すべきであると考えている。法律により、一度行動を起こしてしまえば、間違っていたとしても戻れず、国民を不幸にさらすことになると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、委員間討議の申し出があり、安全保障関連法の国会審議は十分であったかについて討議を行いました。

委員から、10本の法案を一まとめにして審議をしており、その10法の法案一本一本が本来は審議に時間を尽くすべき重要な法案であったと考え

ており、その審議時間は少なく、また成立後も安倍首相は「国民の理解はまだまだ得られていないので、丁寧に説明する」と当時話していたが、それ以降丁寧な説明というものがないように感じており、不十分であるとの考え。どれだけ国民に対して日本の安全・平和を国が訴えてきたかということになれば、日本国憲法ができたときからずっと説明してきており、十分に審議した結果の判断だとの考えがありました。そのほか、安全保障関連法が憲法に違反しているという声をどのように捉えているかについても、委員間討議を行いました。

採決に当たっては、憲法の解釈を変更することで、集団的自衛権の行使ができるという判断がなされ、集団的自衛権の行使容認が閣議決定されているが、それまでの安全保障政策を180度転換する重大な内容であるにもかかわらず、その判断がなされた経過が文書として残されておらず、不透明である。今までの内閣が日本国憲法により認めてこなかったものには何ら変わりがないため、憲法違反であるこの法律は廃案とすべきであり、請願採択に賛成とする意見。

世界第３位の経済大国である日本は、みずから国民の安全を守っていかなければならないと考えており、今までの日本は困ったときだけアメリカに助けを請う片手落ちであったが、相手国に助けてもらう以上、相手が困ったときは当然協力して出ていかなければならないと考えるため、請願採択に反対するとする意見。

武力等による抑止力で保たれた平和は恒久なものとは言えず、その中でパワーバランスが崩れれば、当然武力の衝突が起きるにほかならない。日本国憲法の精神は、戦争の反省に立ち、恒久的な世界平和を願う国であることが色濃く反映されており、その特異性を新しい時代をつくるためにむしろ大切に守っていくべき精神である。また、反対意見が多い現状であるこの関連法について、やはり政府はしっかりと国民に対して説明をすべきである。さらに、議会制民主主義の中で、今回の法案成立に至る経緯では、国会は国会としての役割を果たしたとは言えないので、一度廃案にし、国民世論を踏まえた議論をした上で、改めて検討していくべきものとし、請願採択に賛成とする意見。

法案審議のときに、野党は国民の多くが反対していると主張し、また法案に反対するメディアでは政府は民意に耳を傾けよという報道がなされたわけだが、本当に正しく報道されてきたのか疑問に感じる。難しい判断ではあるが、先月行われた共同通信社の世論調査では、安保関連法を廃止すべきかとの問いに対し、「廃止すべき」が38.1％、「廃止すべきではない」は47％に上っており、その結果も考慮し、このたびの請願採択には反対するという意見に分かれたため、起立により採決を行い、可否同数となったため、米沢市議会会議規則第17条の規定により、委員長採決を行った結果、不採択にすべきものと決しました。

次に、請願第２号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書提出方請願でありますが、本請願は大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充することや、大学等の学費の引き下げ、授業料減免の拡充を実行することを求める意見書を国の関係機関に提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、奨学金を借りてまで大学に進学するのはなぜか、また借りたものは自分で返すのは当然であると考えるが見解はどうかとただされ、参考人から、まずは激減する高卒求人者数を背景に大学に進学する人がふえていること、あわせて大学の授業料等の高騰、家計収入の減少が挙げられると考えている。また、返済については、大学に進学し、卒業しても、社会構造の変化により正社員での雇用の比率が７割に

とどまり、残りの３割のうち大学院への進学が１割、２割が非正規やアルバイト、無業とならざるを得ない状況にあり、年収が少なく、返済が滞ってしまう状況にある。また、滞納者の約８割が年収300万円以下という状況がさらに返済を困難にしているとの答弁がありました。

また、委員から、国の給付型奨学金制度の導入を求めているが、その財源はどのように考えているのかとただされ、参考人から、現在の奨学金制度はいわば教育ローンであり、給付型奨学金制度がないこと自体を問題にしたいと考えている。財源については、確かに厳しいものであるが、ＧＤＰに対する日本の教育にかかわる公的支出は3.6％で、ＯＥＣＤの加盟国34カ国中30位と低く、社会が若者を育てていく奨学金が必要であると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、委員間討議の申し出があり、国の給付型奨学金制度を導入する際の課題について討議を行いました。

委員から、財源問題が一番の課題と考えるが、就職や返済についての課題の解消であれば、別の施策に力を入れることで解決できるのではないかとする考え。

山形県では、若者定着奨学金返還支援事業も展開されることから、時期尚早であると考え、動向を見きわめたいとする考え。

また、憲法26条では全て国民は法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとあり、能力以外のもので権利を受けられないことは問題である。親の経済力によって子供の教育を受ける権利が左右されてはならないと考えており、国としてももっと教育にお金を振り分けてやるべきだとする考えがありました。

採決に当たっては、20代、30代の方々は子育てにおける教育費がかかり過ぎると感じており、少子化対策または人口減少問題に取り組む上で避けて通れない問題であるため、請願採択に賛成とする意見。

教育費がかかるのであれば、高校を義務教育化するなど、給付型奨学金制度を創設するよりも先にすることが数多くあるのではないかと考えるため、請願採択に反対とする意見。

親の経済力によって子供の教育を受ける権利が左右されるようなことがあってはならないと基本的に考えている。社会状況の変化に伴い、自分ではいかんともしがたい経済的厳しさ等が年々増している中、富の再配分、税金の使い道のありようとして、国として教育のほうにもっとお金を使って、充実させるべきと考えるので、請願採択に賛成とする意見。

単に奨学金制度を利用する学生にとどまらず、子供に対して学費や生活費など仕送りをする保護者にもかかわることであることから、そういった親の経済力を充実させる施策を重点に考えていくほうがよいのではないかと考えるため、請願採択には反対とする意見。

滞納者が33万人にも上り、滞納額もすごい数字となる。これらの解消には膨大な予算がかかることが容易に予想され、制度の骨格、運営方法などを抜本的に改善しなければ非常に厳しいと考えるため、請願採択に反対とする意見。

現在の日本学生支援機構の奨学金制度は、無利子か有利子かの違いもあるが、教育ローンでしかない。少子化対策に取り組む時代に、社会に出る前から多額の借金を背負わせている状況を解消せずに若者の生活支援をしても、実態とかけ離れていると考えている。財源の問題はあるが、本請願はあくまで奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出である。年収が低い米沢市の生活状況を踏まえると、やはり国として給付型奨学金の制度も活用できるような状況をつくっていただきたいと考えるため、請願採択に賛成とする意見。

2018年度から文部科学省でも所得連動返還型奨学金という制度が導入され、収入によって返済す

る制度も予定されている。現在の奨学金を充実させても、根本的な非正規雇用の問題は解決できるものではないと考えるため、反対とする意見に分かれたので、起立による採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案13件、請願２件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第12号に対し21番高橋壽議員から、請願第１号に対し５番佐藤弘司議員、23番太田克典議員、12番堤郁雄議員から、請願第２号に対し17番工藤正雄議員、３番島貫宏幸議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、21番高橋壽議員。

〔２１番高橋　壽議員登壇〕

○２１番（高橋　壽議員）　私は、議第12号米沢市長の在任期間に関する条例の設定についてに反対をし、討論いたします。

反対する理由の第１は、まずこの条例案の一番の問題点は、市長職にある者についての在任期間、つまり市長職にある者であれば誰もが規定されることになる条例のつくりであり、それでは公職選挙法と地方自治法に抵触することになります。そのために、法の抵触を避けようとして、附則でわざわざ「公布の日から施行し、同日に市長の職にある者に適用する」と、特定する中川市長個人に適用を限定しなければならないところにあります。附則がなければ本則が成立しないような条例は、策定根拠そもそもに無理があると言わざるを得ないものです。

本条例の本則部分について、まず憲法及び公職選挙法と地方自治法との関係で問題があります。公職選挙法第10条で、市町村長については25歳以上の有権者であって、被選挙権を有しない者であれば誰でも立候補できるとしています。昭和43年12月４日の最高裁の大法廷判決では、「立候補の自由は選挙権行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持する上で極めて重要である。このような見地から言えば、憲法第15条１項には被選挙権、特に立候補の自由について直接規定はしていないが、これもまた同条同項の保障する基本的人権の一つと解すべきである」とされ、被選挙権、つまり立候補の自由を基本的人権の一つと明言しています。したがって、本条例で在任期間を定めることは基本的人権の一つである立候補の自由を妨げることになります。

また、地方自治法の第140条では、首長の任期は４年とすることのみを規定しています。したがって、首長の任期についてこれ以上のことを条例で定めることはできません。それを超えて条例を制定しようとすれば、本条例案のように附則をつけて自粛条例とならざるを得ないことになります。

多選自粛条例を制定した自治体は全国的には多くはありませんが、存在します。ところが、例えば2015年には東京都の中野区長、徳島県の阿南市長、石井町長、埼玉県知事がみずから提案した多選自粛条例をほごにして立候補いたしました。埼玉県知事は「条例は努力規定だから、立候補したから条例違反とは思わない」と言い放っています。つまり、多選禁止条例は憲法、公職選挙法、地方自治法との関係で自粛条例にならざるを得ず、任期はたとえ２期であろうと３期であろうとそれを守ることは義務規定ではなく、努力規定とならざるを得ず、それが守られる保証がないことはこれらの事例からしてもはっきりしています。

反対する第２の理由です。次の３点です。

１、中川市長は総務文教常任委員会での質疑で提案理由を「公約に掲げたから」と述べていました。公約を実行するのは当然のことです。御自分が市長を２期までででやめると公約に掲げることに異論は挟みません。問題なのは、そのことを条

例で定めることを公約に掲げること、それが問題なんです。そのことを市長は理解していません。市民の皆さんに、２期まででやめると表明されたいというのであれば、この議場でそう述べれば済む問題であります。

２、「多選批判で条例を制定するのではない」「自分を律するため」とも述べておられました。しかし、選挙公報では多選批判をその理由としていました。自分を律する、そのために条例をというのであれば、自分を律する、つまり自律の日本語の意味が成り立ちません。条例に促してもらう、あるいは条例に律してもらうという言い方が正しいのではないでしょうか。「自分を律するため」などと市長個人の思いを条例にしようなどというのは、市長の議案提案権の乱用と言わざるを得ません。

３､議会がこの条例案を可決しても否決しても、中川市長が２期まででやめる意向は変わらないとすれば、議会がこの条例の可否を問うことのそもそもの意味は何なのでしょうか。議会に議決することに意味のない議案の賛否を求めること自体が間違っています。議会の議決行為の意味と重要性を余りにも軽く考えているのではないでしょうか。

したがって、個々の首長が多選を目指し立候補することの可否については、主権者である有権者が個々の首長の政治姿勢や実績を評価し、選挙で決めるべきであり、多選自粛条例を制定することには反対です。みずからの選挙公約を確実に守る意思を示すために条例化が必要などと言うのであれば、その前に市民に示すべきことはまず４年後に市民の皆さん方が中川市政を評価できるように、中川市長が掲げた選挙公約とは何かを、抽象的な言葉ではなく、具体的な事業として市民の皆さん方に明確に示すことではないでしょうか。そして、確実に守られる保証がない条例を提案することなどやめて、まず４年間を務められて、２期務められたらの話でありますけれども、きっぱりと２期８年で勇退すればいいのではないでしょうか。

以上、反対の理由を申し上げ、討論といたします。

○海老名　悟議長　次に、５番佐藤弘司議員。

〔５番佐藤弘司議員登壇〕

○５番（佐藤弘司議員）　私からは、請願第１号「安全保障関連法を廃止することを国に求める」意見書提出方請願に対し、反対の討論を行います。

我が国は、戦後70年一貫して日本国憲法のもとで平和国家として歩んでまいりました。そもそも日本の防衛は日米同盟か自主防衛か、選択肢は限られております。どちらをとるかは、論を待ちません。政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、国民の命を守ることであることは当然であります。日本を取り巻く安全環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには憲法第９条のもとで許容される自衛の措置はどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が､昨年７月の閣議決定であります。

この閣議決定では、憲法９条のもとで許される論理的整合性や法的安定性というものを十分に配慮した上で、「自衛の措置」発動の３要件が定められ、今回の法案にも明記されております。新３要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これによって日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って、自衛の措置をとることができると見直しがなされております。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのが今回の法案です。したがって、今回の平和安全法制では、海外での武力行使を禁じた憲法第９条の解釈の根幹は全く変えておりませんし、国連憲章第51条にあるような他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。重ねて申し上げますが、他国防衛のために自衛隊を出動させるなどの考えは的外れで

あることを指摘しておきます。

外国軍隊に対する輸送や補給などの支援を行う国際平和支援法案について、いつでもどこへでも自衛隊を派遣できる、また外国軍隊との武力行使の一体化を生じさせる、さらには政府に白紙委任をする問題をはらんでいるとの考え方は、これも法案の中身を全く理解していない極めて短絡的な議論と言わざるを得ません。国際平和支援法は、国際の平和と安全のために活動している外国軍隊への支援であり、特定の国のための支援ではなく、国連決議によって国際法上の正当性が確保されたものに限られるとしております。また、自衛隊の派遣には例外なき国会での事前承認が義務づけられています。

以上の点から、いつでもどこへでも、ましてや政府に白紙委任などという批判は全く当たらないことは明白であります。また、武力行使の一体化との意味も、あくまでも日本が主体的に行う国際貢献としての支援であり、自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、憲法９条のもとでは武力行使は認められません。他国との武力行使の一体化を防ぐために戦闘行為が行われることが予測される場合は、活動中止や撤退できる仕組みを設けており、請願に言う懸念には当たらないものと考えます。

さらに、今回の平和安全法制について、海外派兵とか戦争法案など、さらにはこともあろうに徴兵制度が始まるといったレッテル張りとも言えるいわれなき批判が繰り返されていることは大変残念なことであります。不安をあおる極論こそ、周辺国や国際社会の誤解を招き、国益を損ないます。

戦争反対は当然であります。誰も争いは望みません。平和安全法制は、備えを万全にして、安易に軍事力に頼らず、対話による解決の流れを促すものだと考えます。

以前、このたびの状況とよく似た状況であったのが、ノーベル平和賞を受賞した国連平和維持活動、ＰＫＯ、いわゆる24年前のＰＫＯ協力法をめぐる一連の批判報道であります。当時の我が国では、一部の政党、憲法学者、文化人、市民団体を中心に反対運動が展開され、一部マスコミが連日海外派兵だ、海外での武力行使につながるなどと国民の不安をあおり続けました。当時、既成の平和をただ享受するだけの存在ではなく、世界平和のために国際貢献に乗り出すべきだとしてＰＫＯ法案が提出されました。いわゆるＰＫＯ参加５原則であります。結果、さまざまな批判、中傷を乗り越えて、法案が成立いたしました。

ＰＫＯ法に基づく自衛隊の海外派遣は、平成４年９月、陸上自衛隊のカンボジアＰＫＯを皮切りに14回派遣され、停戦・軍事監視や人道支援活動などを通じて国際社会から大きな評価を得ており、いまや日本の国際貢献の柱として定着をしております。国論を二分し、国民から反対の声も強かった自衛隊のＰＫＯ参加ではありますが、平成24年の世論調査では「大いに評価する」「ある程度評価する」と合わせて90％の国民の圧倒的支持を得るに至っております。

私たちは、ＰＫＯ国会及びその時代における教訓を学び、批判のための批判ではなく、冷静かつ賢明な判断をするべきです。昨年９月に成立した平和安全関連法は、その積極的平和主義を進めるために必要不可欠なものであるとともに、我が国の戦争抑止力を高めるための法制でもあります。

最後に申し上げますが、対案も出さず戦争法と決めつけ、間近に戦争が迫っているような国民の不安をあおるようなことこそ、無責任であると言わざるを得ません。よって、本請願に反対をするものであります。議員各位の賢明な判断をお願いし、反対討論といたします。

○海老名　悟議長　次に、23番太田克典議員。

〔２３番太田克典議員登壇〕

○２３番（太田克典議員）　おはようございます。

私は、請願第１号「安全保障関連法を廃止することを国に求める」意見書の提出方請願について、採択すべきとの賛成の立場で討論いたします。

このたびの安全保障関連法は、海外で自衛隊が他国軍を後方支援することを目的に新設された国際平和支援法と自衛隊法、ＰＫＯ協力法、周辺事態安全確保法や米軍行動関連措置法など、既存の10本の法律の一部改正をまとめて規定する平和安全法制整備法からなるものです。これらの法律によって、これまでの安全保障政策は大きく転換されることになりました。

第１に､海外での武力行使が可能となったこと。第２に、外国軍の後方支援について日本周辺だけでなく世界中どこででも可能となったこと。第３に、これまで特別措置法を制定して対処してきた後方支援について、恒久的に可能になったことです。

これらの法律には、自衛隊の派遣が可能になる６つの事態が規定されております。武力攻撃発生事態、武力攻撃切迫事態、武力攻撃予測事態、そして新たな概念として重要影響事態、国際平和共同対処事態､そして存立危機事態です｡このうち、存立危機事態は「日本と密接な関係にある他国に武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求権が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義されていますけれども、具体的に何をもって存立危機事態であると言えるのか、それは内閣の判断に委ねられるとしています。「我が国に戦火が及ぶ蓋然性は、攻撃国の様態、規模、意思などについて総合的に判断する」、これでは時の政府がいかようにでも判断できることになります。

この存立危機事態と認められれば、自衛隊が海外で武力行使ができることになりました。すなわち、集団的自衛権が行使できるということです。このことは､これまでの安全保障政策を180度変えてしまうものです。この集団的自衛権は、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利」と説明されています。日本が他国から攻撃を受けたときにどう反撃していくかが問題なのではありません。日本自体を直接防衛することとは別に、自衛隊が米軍など他国の軍隊と一体となって海外で軍事行動を行うことです。

このことを考えるとき、私たちはイラク戦争の際に自衛隊がイラクに派遣されたときの状況に目を向けるべきです。当時は、自衛隊の派遣は軍事行動を行うためでなく、施設復旧や医療指導、道路などのインフラ整備など人道復興支援が目的とされました。しかしそのとき、現地はどのような状況だったか。2014年４月16日に放映されたＮＨＫのクローズアップ現代｢イラク派遣10年の真実」が、現地での映像や当時の自衛隊トップである統合幕僚長のインタビューを交えながら伝えております。番組の中では、自衛隊の宿営地に対する迫撃砲やロケット弾による攻撃が13回にも及んだこと、隊員が万一死亡したときに備えて極秘に現地にひつぎを運んでいたこと、５年間で延べ１万人の自衛隊員が派遣されたが、そのうち28人が帰国後に自殺していること､派遣された自衛隊員4,000人を対象に心理調査を行ったところ、８次に及ぶ派遣隊のいずれも１割以上が精神の不調を訴えており、中には３割を超える派遣隊もあったことなどが明らかになっております。

イラクへの自衛隊の派遣は、「非戦闘地域への派遣であれば他国の武力行使と一体とせず、憲法に抵触しない」とするイラク支援法に基づく非戦闘地域への派遣であったはずです。しかし、武器の使用を伴わないイラクへの派遣であってさえもこうした深刻な状況を引き起こしたという事実を心にとどめるべきです。

安倍首相は、この法律によって自衛隊員のリスクがいかに高まるか、全く語りません。これからは自衛隊の活動場所は非戦闘地域に限らず、現に戦闘が行われている場所以外であればどこでも可能となります。そして、武器を使用できるようになる。武器を使用すれば、それに対して反撃がある。それにまた反撃するということの繰り返しが起き、まさに戦闘行為、戦争に巻き込まれていく

ことが心配されるのではないでしょうか。

集団的自衛権は、政府がこれまで一貫して憲法に違反するとして認めてこなかったものです。自衛隊は日本に急迫不正の侵害がある場合にこれを排除するための必要最小限度の実力であり、他国の防衛のための集団的自衛権はこの枠から大きく外れるものだからです。

実際に集団的自衛権の行使を認めるこの法律については、多くの憲法学者や歴代の内閣法制局長官が「憲法に違反している」と指摘しております。特に昨年６月４日に開催された衆議院憲法審査会で、自民党や公明党が推薦し、参考人として出席した長谷部恭男早稲田大学教授ほか３人の憲法学者全員が、この安全保障関連法案を違憲としたことは特筆しなければなりません。しかし、安倍内閣は憲法改正の手続を踏むことなく、憲法の解釈を変え、一昨年７月に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。そのために、内閣法制局長官に元フランス大使を充てるなど、異例の人事まで行いました。この解釈変更に当たっては、戦後の安全保障政策の大転換であるにもかかわらず、その検討過程を記した公文書が内閣法制局内に残されていないことが明らかになり、公文書管理法に違反するとの指摘もなされております。

昨年９月、衆議院に続いて参議院でも強行採決を行ったとき、国会周辺は法律の制定に反対する数万人もの国民で連日あふれておりました。そのときの様子は、今もネット上で見ることができます。「誰の子供も殺させない」、それをスローガンに掲げる女性の皆さん、戦争に行かされるのは自分たちではないかと心配する若者たち、政府はこうした多くの国民の声に耳を傾けることなく、憲法違反の法律を制定しました。法律そのものが憲法違反であることに加え、制定過程にも大きな疑問が残るこの法律について、廃止を求めるのは当然のことと思います。

先日の総務文教常任委員会では、提出者である「憲法９条を護る米沢市民の会」共同代表、九里先生がおっしゃいました。「これから未来を担う子供たち、そしてその子供たちに続く未来の、まだ生まれていない子供たちのためにも、米沢市議会がこの平和都市宣言、本当にすばらしい宣言をした都市の代表者として、廃案に向けての議決をしていただければありがたい」と。

市民の皆さん、そして議員の皆さん、私たちも思いを一つにしようではありませんか。そのことを最後に申し上げて、私の賛成討論といたします。

○海老名　悟議長　次に、12番堤郁雄議員。

〔１２番堤　郁雄議員登壇〕

○１２番（堤　郁雄議員）　一新会の堤郁雄です。

私からは、「安全保障関連法を廃止することを国に求める」意見書の提出方請願に反対する立場から討論いたします。

平和安全関連法は、平和安全法制にかかわる整備法10本、国際平和支援法１本、上記法にかかわる技術的な改正を行う10本の法律から成っているものですが、本請願はこれを廃止するよう求める意見を政府に提出せよとのことです。

皆さんは平和安全関連法をよくごらんになっていると思いますが、これらの法律は自衛隊を世界中どこにも自由に送って、自由に戦争できるという法律ではありません。また、アメリカ軍が世界のどこかで戦争に参加したら自動的に日本も参戦しなければならないという法律でもありません。戦争法だとか、徴兵制に結びつけて反対を叫んでいる方々もいますが、全くの的外れだと言わざるを得ません。これらの法律のどこに、自由に戦争ができると書いてあるんでしょうか。

武力行使についても、新３要件という条件があり、存立危機事態への対処でなければ武力行使はできません。新３要件とは、１、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。２、これを排除し、我が国の存

立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと。３、必要最小限の実力行使にとどまるべきこととなっています。ですから、地球の裏側でアメリカが攻撃されたからといって、日本の存立が危機にさらされていないにもかかわらず、自衛隊が反撃するということはあり得ませんし、国連安全保障会議を招集し、国連安全保障理事会の対処で済む場合は当然日本が介入することなどあり得ません。

さらに、現代の軍事力はハイテク機器の結晶です。数日や数週間訓練を受けただけの人では、それらのハイテク機器を満足に操作することは不可能です。自衛隊も例外ではありませんから、やみくもに頭数だけそろえればいいというような徴兵制の導入もあり得ません。

請願理由の中で、「これまでの歴代の内閣は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとし、自衛権の行使は我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきであるとの解釈で、30年以上もこうした立場を維持してきましたが」とありますが、昭和21年に現在の憲法に改正されてから既に69年が経過しているにもかかわらず、30年とはどういう意味でしょうか。新憲法になってから、政府見解が69年間一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきたならば、ある程度説得力を持つかもしれませんが、30年とは中途半端ではありませんか。

次のような発言があるのですが、いつの発言か御存じでしょうか。「かくのごとく憲法の解釈が勝手に変更できるものでありましょうか。ある新聞が、「日本国民の総意によって制定された憲法に対して､時の政府が便宜的な解釈をくだしたり、事実の上で背反したり、結局憲法を軽視するようなことがあれば、法治国家とは言えないことになる」と申しておりますが、国民に先んじて憲法を尊重し、擁護すべき総理大臣なり国務大臣が勝手に憲法を解釈して、憲法を破壊し、立憲政治を覆すことが許されるかどうか、総理及び木村法務総裁に承りたいものであります」。言い方は古めかしいですが、言っている中身は今回の請願と同じであります。これは1952年３月19日、つまり64年前、参議院本会議における社会党の吉田法晴氏の質問であります。

この前年、1951年10月19日、平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において、自衛権について質問を受けた吉田茂首相は、それまで日本は自衛戦争もできない、正当防衛権も持たないと解釈してきたことを改め、「自衛権は国に存在するのであって、自衛権の発動としての戦争、その場合はいたし方ないのであります」と自衛権に対する解釈を大きく変更しました。その解釈変更に対しての質問であります。

次のような発言もあります。「日本の自衛、いわゆるほかから侵略された場合にこれを排除する憲法において持っている自衛権ということ、及びその自衛の裏づけに必要な実力を持つという憲法９条の関係は、これは日本の個別的自衛権について言うていると思います。しかし、集団的自衛権という内容が最も典型的なものは、他国に行ってこれを守るということでございますけれども、それに尽きるものではないと我々は考えておるのであります。そういう意味において、一切の集団的自衛権を持たない、こう憲法上持たないということは、私は言い過ぎだと、かように考えております。しかしながら、その問題になる他国に行って日本が防衛するということは、これは持てない。しかし、他国に基地を貸して、そして自国のそれと協同して自国を守るというようなことは当然従来集団的自衛権として解釈されている点でございまして、そういうものはもちろん日本として持っている、こう思っております」。これは安倍総理の発言ではありません。1960年３月31日、今から56年前、参議院予算委員会における岸信介総理大臣の言葉であります。限定的だが、集団的自衛権は行使可能であると言っています。

ほかにもご紹介したい話はありますが、要はこ

のように歴代内閣は戦後一貫した憲法解釈を行ってきたわけではないということ、集団的自衛権行使はできると言っているということです。一度も変更されたことがない解釈が初めて変更されたというならばともかく、戦後変遷してきた解釈を現代の情勢に合わせて見直し、現状にふさわしい集団的自衛権の解釈を提示することが国民を守る国の責任であると考えます。

この法律の参考人として、３人の憲法学者が呼ばれ、意見を述べましたが、おおむね３人とも共通して言っていることは、「個別的自衛権は許されても集団的自衛権は許されない」、つまり自衛隊は許されるが集団的自衛権行使は許されないということではないでしょうか。自衛隊は許される、集団的自衛権は許されないと憲法に書いてありますか。書いていません。政府が個別的自衛権の行使は許されると解釈変更したから自衛隊は存在しているんです。自衛隊は憲法を変更したわけではなく、解釈を変え、合憲な実力組織として編成されたものです。解釈変更がいけないと言うならば、吉田茂首相の時代までさかのぼって批判するべきではないでしょうか。自衛隊は解釈変更が許され、集団的自衛権は解釈変更が許されないとする根拠がそもそも成り立ちません。

北朝鮮が核実験やミサイルの発射によって他国への威嚇を繰り返しています。中国が尖閣諸島の領有権を主張し、領海・領空侵犯を繰り返し、また南沙諸島を埋め立て、軍事基地化し、実効支配を強めているような現状において、自国を守るための実力組織も必要ないなどと思う人はほとんどいません。

東日本大震災のときに、いち早く災害現場に駆けつけ、多くの日本人を救ったのは誰だったのか。首都東京を初め、日本のほぼ半分が機能不全に陥ったときに、自衛隊がなかったならば、日本はとっくに外国にじゅうりんされていたでしょう。しかしながら、自衛力を高めたり、ＰＫＯなどで海外に自衛隊を派遣すると、それだけでテロを誘発するだとか、周りの国を刺激し、攻撃されるなどとわけのわからない理論を述べる人がいます。日本は戦後70年間どこの国とも戦争をしていないにもかかわらずです。朝鮮戦争で戦った北朝鮮、ベトナム戦争に軍を派遣した韓国、チベットに侵攻し支配を続けている中国、これらの国が戦争をするのは構わないというのでしょうか。これらの国が軍事力を増強しているのは構わないというのでしょうか。危険なのはどちらの国なのでしょうか。これらの国々にこそ抗議すべきではないのでしょうか。

我々は、無責任に持論を振りかざし、自分が正しいと主張していればいいという学者ではありません。今、現に目の前にある危機にどう対処し、日本人を守るのかを考えなければなりません。法の不備により、目の前の日本人を助けることができないのならば、助けられるよう法を変えるべきであり、あるいは解釈変更で済むならば解釈を変え、それによって日本人を助けられるようにするのが政治家の、そして政党の責任ではないでしょうか。助けるべき、守るべきは日本人を、です。守るべき相手を勘違いすべきではありません。日本人を守るためにはどうすべきかが議論すべき点です。法が不備ならば法を整える、解釈を変えるべきならば解釈を変える、日本人を守るために必要な法整備が平和安全関連法であると考えます。よって、私は本請願に反対いたします。

議員各位におかれましては、守るべきは日本人なのか、それ以外なのかということを熟慮されまして、賢明なる御判断をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○海老名　悟議長　次に、17番工藤正雄議員。

〔１７番工藤正雄議員登壇〕

○１７番（工藤正雄議員）　一新会の工藤正雄です。

私から、請願第２号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書提出方請願に対する反対討論を申し上げます。

独立行政法人日本学生支援機構では、毎年「奨

学金の返還者に関する属性調査結果」を公表しています。この調査目的は、延滞者及び無延滞者の属性を把握し、今後の奨学金回収方策に役立てることにするとなっています。

内容を見ると、奨学金利用者の状況がわかります。直前の平成26年度の場合は、返還を要する者362万4,706人、返還している者329万6,320人、１日以上の延滞者32万8,386人、３カ月以上の延滞者17万3,190人です。全体の奨学金利用者の９割強が卒業後の返済を守り、高い割合で無延滞者になっています。

さらに、無延滞者の調査において、奨学金申請時の書類作成はほとんど奨学生本人、または本人と親がかかわっており、奨学金返済義務については申し込み手続を行う前に90.3％の者が理解をしております。「借りたものは返す」の認識に反映されていることがうかがえます。

延滞者に対し、今後の返還見通しについての質問では、延滞者51.3％の過半数以上の者が「返還できる」と回答しています。返還が難しい事情が発生したときに返還期間を延長する減額返還や、返還を先送りする返還期限猶予、返還能力喪失のときに返還免除される制度があります。調査結果には、そのほかさまざま奨学金の返還者に関する属性調査結果があらわされています。

私は、これらを鑑み、現行の奨学金制度は現況でも成果があり、理解されているもので、現段階では評価されるものであると考えます。

また、ＯＥＣＤ加盟34カ国の半数近くの国が大学の学費無償、32カ国に公的な給付型奨学金制度が整備されているということで、日本の公的支出の低さを指摘されております。しかし、単純に比較できるものではありません。例えば、学費を無償としている国にはスウェーデンやデンマーク、ドイツ等がありますが、各国の日本で言う消費税に該当する付加価値税はスウェーデン、デンマークが25％、ドイツが19％となっております。ＯＥＣＤ加盟国の付加価値税の平均が20％を超える現状で、その他国と比較し、公的補助の有無について論じるには無理があります。公財政教育支出の向上を図るには、租税負担率を上げなければ十分ではないのはないでしょうか。現在の状況を考えれば、限られた財源を有効に使うことが重要です。

３月14日の参議院予算委員会で、安倍首相は返済義務のない給付奨学金の導入に対し、財源の確保や対象者の選定が難しいとして、さらに検討が必要と言っています。

一方で、卒業後の所得に応じて月々の返済額が決まる所得連動変換型奨学金制度を2017年４月入学者から導入する方針を表明しています。

我が国では、2010年度から高校無償化法が実施になり、ことしの２月の衆議院予算委員会で問題点を審議されました。これからも国民の教育費の負担が軽減され、改善されていくものと考えます。

本請願の要旨内容は、日本の現状を考えず、理想を並べ立て、財源の確保の具体策も示されていません。そんなもので日本は大丈夫なのでしょうか。

私は、以上述べてまいりましたことを反対討論として、本請願に反対します。

○海老名　悟議長　次に、３番島貫宏幸議員。

〔３番島貫宏幸議員登壇〕

○３番（島貫宏幸議員）　明誠会の島貫宏幸です。

私は、請願第２号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書提出方請願に賛成の立場で討論させていただきます。

労働者福祉中央協議会がまとめた資料によりますと、1970年代半ば以降、受益者負担論の考えに基づく教育政策によって、公費の支出が抑えられた結果、大学の授業料が値上げされ、それが繰り返されてきました。我が国の学費は、世界で最も高い水準となったところです。現在では、初年度納付金が国立大学で81万円、私立大学では平均ですが文系が115万円、理系で150万円、医科歯科大学では461万円となっており、また東京私立大学組合連合会が14の大学、約4,300人からのアンケート

を行っておりますが、仕送り額の平均が94年度には12万4,000円、これが2014年度には８万8,500円に減額してしまいました。一時期、学費が高くても何とかやりくりできたのは、教育費がかかるころには賃金が上がるという日本型雇用システムが機能していたからです。しかし、経済の悪化や雇用制度の変化により、家計収入は減少の一途をたどっています。親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになってきたのです。現在の大学生の52.5%、つまり２人に１人が何らかの奨学金を利用し、中でも独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を借りているのは全学生の46.3%と大きな割合になっております。

この日本学生支援機構とは、国立大学が法人化された2004年、平成16年４月の同時期に、旧日本育英会の業務を引き継ぐ形で発足しました。この日本学生支援機構が作成した奨学金ガイドブックによれば、一般的な教育ローンは学生の保護者が借り、一定以上の収入があることが条件で、貸し付けと同時に利息が発生します。利息は政府系金融機関が年1.85%、地方銀行で年2.3%です。一方、日本学生支援機構の奨学金は、学生本人が借り、第一種奨学金は無利息、第二種奨学金では在学中は利息は発生しませんが、年0.82%の利息がつきます。一種、二種とも卒業と同時に返済が始まります。この２つを比べれば、利息面や借りやすさでも優位な日本学生支援機構の貸与型奨学金に頼る学生が多くなってきたことがわかります。

一般的な御意見の中に、「奨学金を借りてまで大学に行かなくてはいけないのか」「経済的に大変ならば無理せずに高卒で働けばいいのでは」という意見が聞かれます。しかし、1992年に167万6,000人だった高校新卒者の求人は、震災があった2011年にはわずか19万5,000人弱に減少し、その後やや持ち直しているものの、望むと望まざるとにかかわらず、半ば進学を強いられているのが現状です。高卒でも安定して働ける環境をつくることなしに「高卒で働けばいい」と言っても、問題は解決しません。

我が国の奨学金は、そのほとんどが貸与型奨学金でありますが、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）にＥＵ諸国を中心とした日米を含めた34カ国が加盟している国々の奨学金への対応は、そのほとんどが成績優秀者向けと低所得者向けの給付型奨学金であり、そのどれもが該当しないのは日本だけなのです。背景にある国々の事情は異なるので、一概に比較することはできませんが、ドイツでは学生個人のためというよりも、国家に貢献する優秀な学生、若者を育成するために給付型奨学金を支給している背景もあります。

労働者福祉中央協議会が、昨年７月から８月にかけて勤労者を対象とした貸与型奨学金を利用した方のアンケートを実施しました。１万3,324人からの回答がありましたが、これによると34歳以下の利用者が53.2%と半数以上で、奨学金の借入総額では312万9,000円、月の返還額は平均１万7,206円で、完済するのに卒業から15年を要する計算です。

では、返済がおくれたらどうなるのか。延滞３カ月で個人信用機関に登録され、場合によってはカードの使用ができなくなります。延滞４カ月で債権回収業者に業務が委託、延滞９カ月では法的措置をとられ、裁判所に支払い督促申し立てが行われます。卒業後に病気や災害、収入がないなどの理由で返還が困難になった場合は、届け出により月の返還額を半分に変更でき、一定期間の返還猶予をする制度もありますが、奨学金の返還が先延ばしになるだけで、先行きは大変厳しいものがあります。

次に、奨学金の返還が生活設計に影響を及ぼしているか、ライフイベントごとに尋ねた結果があります。結婚への影響が最も高く31.6%、持ち家取得は27.1%、仕事や就職先の選択については25.2%、子育てが23.9%、出産が21%となっており、大変心配する数字となっております。さらに

は、奨学金の利用者同士が結婚した場合には、２人分の返還を負うことになることなど、影響が多岐に及んでくることが浮き彫りとなっております。

地方では、文部科学省の予算で「グローバル30」と称し、留学生30万人の受け入れ計画が進行中です。これは2008年度から始まり、2020年度をめどに30万人の外国人留学生の受け入れをしようとするもので、平成28年度の予算でも国費外国人留学生制度で１万1,266人の受け入れを予定しており、予算規模は186億8,300万円で、１人当たり単純計算でいきますと年間165万8,000円の給付額に相当します。また、私費留学生のために用意されている留学生受け入れ促進プログラムがありますが、こちらは8,070人の受け入れを予定しており、予算規模が39億4,100万円で、大学院レベルが月額７万円、学部レベルで月額５万円が給付される予定です。

現在、留学生として来日されている皆さんにあれこれ言うつもりはありませんが、国策とはいえ、自国民の学生には貸与で、外国人留学生には給付では、納税している皆さんからすれば到底納得できるものではないと私は思います。その財源を少しでも自国民に対する給付型奨学金に充てるべきです。

ことし１月21日の国会における決算委員会で、安倍首相は「家庭の所得や両親の学歴が児童生徒の学力に密接に関係があることや、家庭の経済状況によって大学進学率に差があることなど、各種調査で示されていることは認識しております。子供たちの輝かしい未来が、本人の努力以前に家庭の経済状況によって失われてしまうようなことがあってはならないと考えております」と答弁されており、私も同じ思いであります。こうした発言があったからか、金融庁ではことしの３月17日に振り込め詐欺などに使われた口座に残っているお金を犯罪被害者の子供に対する給付型奨学金にすることを発表し、28年度中にも内閣府令を改正して正式決定し、募集を始めるとしています。犯罪に使われて凍結された口座に残っているお金は、被害者に返金されることになっておりますが、被害者から返金申請がないなどの理由で、ＮＨＫの報道によれば凍結された口座に残っているお金は約65億円に上るとされています。金融庁の資料によると、大学生には月額５万円、高校生には国公立で月額１万7,000円、私立では月額２万5,000円の支給とされております。しかしながら、国もようやく給付型奨学金制度に本腰を入れてきたように思われますが、給付される対象者はあくまで犯罪被害者の子供に対する限定的な給付であり、本質的な課題の解決にはならないと感じております。

本市には６つの高校があり、夢や希望を持ちながら、日々の勉学に励んでおることと存じております。将来の選択肢には、大学に入り、専門性と知識を身につけ、立派な社会人になることを目標に頑張っている生徒さんもおられるでしょう。意欲と能力のある生徒が、経済的理由により進学を断念するようなことがないように、安心して学ぶことができる環境づくりを整備することは大変重要であり、給付型こそ本来の奨学金制度であると私は思います。議員各位の御賛同をいただけますようお願いを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○海老名　悟議長　以上で討論を終結します。

長時間に及んでおりますが、続けて採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第12号、請願第１号及び請願第２号の議案１件、請願２件を除く議第２号から議第11号まで、及び議第42号、議第43号の議案12件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、議第２号から議第11号まで、及び議第42号、議第43号の議案12件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第12号、請願第１号及び請願第２号の議案１件、請願２件について、順次採決いたします。

初めに、議第12号について、起立により採決いたします。

議第12号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第12号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名　悟議長　起立多数であります。よって、議第12号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、請願第１号について、起立により採決いたします。

請願第１号に対する委員長報告は、可否同数による委員長採決により不採択であります。

お諮りいたします。

請願第１号を採択するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名　悟議長　起立少数であります。よって、請願第１号は不採択と決まりました。

次に、請願第２号について、起立により採決いたします。

請願第２号に対する委員長報告は、賛成少数で不採択であります。

お諮りいたします。

請願第２号を採択するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名　悟議長　起立少数であります。よって、請願第２号は不採択と決まりました。

ここで、途中でありますが休憩をとらせていただきます。

再開は１時といたします。

午前１１時４２分　休　　憩

～～～

ついてでありますが、両案は関連がありますので、一括議題として審査を行いました。

議第13号は、平成26年12月定例会で議決した指定管理者の指定について、米沢市敬師児童センターの指定期間の終期を平成30年３月31日から平成28年３月31日に変更しようとするものであります。

また、議第15号は敬師児童センターを廃止しようとするものであります。

両案に対し、委員から、敬師児童センターの廃止に伴い、現在勤務している職員は今後どうなるのかとの質疑があり、当局から、正規職員は社会福祉協議会が指定管理によって管理を行っている別の児童センターに異動して勤務をし、またその他の職員は廃止後の建物を使用して引き続き事業を行う放課後児童クラブと子育て支援センターに勤務する予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、将来の建物の利活用について、山上地区から要望が出ていると思うが協議は進んでいるのかとただされ、当局から、地元の山上地区では今後検討委員会を設置し、一、二年かけて検討するとの話であり、本市としてはその検討内容を尊重し、施設の利活用について決定してまいりたいとの答弁がありました。

両案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてでありますが、本案は国民健康保険税の納期ごとの分割金額の端数計算の方法を改めることにより、分割金額を平準化しようとするものであります。

本案に対し、委員から、条例改正前は納期ごとの分割金額の差が１期と２期以降最大で9,900円であるが、改正後は幾らになるのかとの質疑があり、当局から、条例改正後は最大で900円になるとの答弁がありました。

また、委員から、分割金額の端数計算の方法を改めることは市税でも可能なのかとただされ、当局から、地方税法第20条の４の２第６項ただし書きの規定に基づき、端数計算の方法を地方公共団体の条例で別に定めれば、国民健康保険税に限らず可能であるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号米沢市介護保険運営協議会条例等の一部改正についてでありますが、本案は介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでありますが、本案は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、このたびの条例改正により、一部の地域密着型サービス事業者の指定について本市の事務になるとのことであるが、指定業者に対する指導や監査などは本条例で規定されるのかとの質疑があり、当局から、本条例はサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の規定であり、事業者に対する指導や監査に関しては介護保険法で規定されているとの答弁がありました。

また、委員から、事業者を本市で指定するには責任が伴い、片手間でできる事務でもないと考えるが、担当課として人員体制は整えられているのかとただされ、当局から、体制としては大変厳しい状況であるが、責任を持って事務に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号米沢市立病院看護師等奨学資金

貸付条例の一部改正についてでありますが、本案は病院事業の管理者が看護師等奨学資金の返還を猶予することのできる要件を追加しようとするものであります。

本案に対し、委員から、このたびの条例改正の理由は、看護師の採用予定者のうち、看護師国家試験に残念ながら不合格となった方がいたことにより、要件を追加するものであるが、過去に同様の事例はあったのかとただされ、当局から、今回が初めての事例であるとの答弁がありました。

また、委員から、医師の奨学資金の貸し付けには同様の規定はあるのかとの質疑があり、当局から、医師奨学金貸付条例で規定されているとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号米沢市消費生活センターの組織、運営等に関する条例の設定についてでありますが、本案は消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、消費生活センターで受ける相談のうち、高齢者やひとり暮らしの方からの生活困窮に関する相談はどの程度あるのかとの質疑があり、当局から、高齢者、ひとり暮らしの方のくくりで集計はしていないが、平成26年度実績として約600件ある相談のうち、金融に関する相談は94件である。この件数全てが高齢者、ひとり暮らしの方からの相談ではないが、割合としては高いと認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、消費生活センターにはいわゆる生活弱者の方から取り扱いが難しいさまざまな相談があると思うが、どのように解決しているのかとただされ、当局から、生活困窮等々の相談の場合は主管課である環境生活課が社会福祉課や社会福祉協議会と連携し対応するとともに、ケースによっては弁護士を紹介するなど、丁寧な対応に努め、問題の解決に結びつけているとの答弁がありました。

さらに、委員から、特殊詐欺等の報道が後を絶たないことから、消費生活センターは相談を受けるだけの業務ではなく、情報発信やＰＲを含めて機能を強化する必要があり、組織としても充実を図るべきと思うがどうかとの質疑があり、当局から、消費生活センターは相談者に対し対症療法的に問題の解決に導いているが、根本的には賢い消費者になっていただくことが究極の目的であろうと考えている。このことを踏まえ、今年度、公益財団法人消費者教育支援センターに協力いただき、詐欺の被害を未然に防止するため、高齢福祉課所管で高齢者向けの研修会を開催したところである。一方で、学校現場における消費者教育の実態についても聞き取りを行ったところであり、消費生活センターとしてはその結果に基づき、教育委員会と協力しながら消費者教育を進める取り組みについて後押しをさせていただきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、相談件数が年間約600件もあり、相談体制の充実を図ることが大事であるが、庁内他部署との連携や弁護士との連絡調整など、相当な業務量があると考えられることから、嘱託職員の立場である消費生活相談員だけではなく、一般職員の増員も必要であり、その結果、消費生活センター全体として問題の解決能力が上昇し、経験の蓄積にもつながっていく。今後、職員に対する研修のあり方、職員の増員を課題としていただくことを申し添えて賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件のうち、請願１件を除く議案７件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第13号から議第19号までの議案７件を、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、議第13号から議第19号までの議案７件は、委員長報告のとおり決まりました。

[redacted]

日程第２３　請願第３号米沢市立病院精神科の存続を求める請願

○海老名　悟議長　次に、日程第23、請願第３号米沢市立病院精神科の存続を求める請願を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の除斥規定により、髙橋英夫議員は御退席願います。

〔２０番髙橋英夫議員退席〕

○海老名　悟議長　この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長７番相田光照議員。

〔民生常任委員長７番相田光照議員登壇〕

○７番（相田光照議員）　御報告申し上げます。

去る３月１日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は議案７件、請願１件であります。

それでは、付託案件中、さきに報告いたしました議案７件を除く請願１件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

請願第３号米沢市立病院精神科の存続を求める請願についてでありますが、本案は米沢市立病院の精神科を閉鎖せずに存続させ、また新病院の建設設計において精神科を除外せずに一層の充実を図ることを求めるものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から請願の趣旨について意見をお聞きし、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、請願趣旨「米沢市立病院精神科を閉鎖せずに存続させてください」の部分について、現代はストレス社会とも言われ、新規患者もふえる傾向にあることから、市民はもとより置賜地方の方々、病院関係者も含め、存続させてもらいたいという思いが根底にあると考えられる。ただし、新病院の建設計画に関しては、議会からの意見が障害にならないような議論をしていかなければならないと思っており、「新市立病院建設計画でも精神科を除外せず」の趣旨を改めて聞きたいがどうかとただされ、参考人から、精神科を受診する患者に対してのいわゆる安心料との意味合いを込めたものであり、患者の当面の混乱も相当穏やかになると考えられることから、御理解を賜りたいとの答弁がありました。

また、委員から、現在の医師不足についてどのように認識しているのかとの質疑があり、参考人から、精神科の医師が退職することは以前からわかっていたものであり、わかっていながら何も手を打っていなかったことが悔しいと思っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、一般的に全診療科目を持っての病院経営については、医療圏として約30万人が必要であると言われており、これからの時代は高度医療を保ちながら機能分担をしていかなければならないと思うが認識はどうかとただされ、参考人から、どこの公立病院も大きな累積債務を抱え、病院経営が決して楽ではないことは承知しているが、さまざまな工夫をすることによって住民サービスの質を落とさずに経営していけるのではないかと考えているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、精神科存続に向けた医師確保の状況はどうなっているのかとの質疑があり、当局から、常勤医師の減少については大変心苦しく感じており、特にこのたびの精神科の場合

については予想をはるかに超える大きな影響であったと痛感している。また、医師を安定的に確保するためには、大学の医局に頼らざるを得ない状況であるが、医局の医師不足もあり、現実的な医師確保については相当厳しいのではないかと認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、米沢市立病院は公立病院であるからこそ精神科が必要であるとの請願趣旨と捉えているが、どのように考えているかとの質疑があり、参考人から、全くもってそのとおりであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、約1,500人の外来患者に対して転院を求めているが、そのうち本市在住の方の割合はどうかとただされ、当局から、約85％であるとの答弁がありました。

また、委員から、約1,500人の外来患者が米沢市立病院を選択し、受診していた理由はどのように考えているかとの質疑があり、当局から、地理的に通院がしやすかったこと、また患者が市立病院で長い間診察を受けたので、外来の担当医師となじんでいること、大きくこの２点が考えられるとの答弁がありました。

そのほか、全国的な医師不足についての認識と医師確保について、精神科患者の転院状況について、精神科の患者が精神科以外の診療科を受診している状況についてなど種々質問がありました。

また、委員から、当局に対し、長い間医療支援をいただいている各大学の医局との関係性は承知しているが、現実問題として医師の派遣が難しく、確保ができない状況であれば、民間病院との連携等も含めた中で戦略的な考えを持って努力していただきたいとの要望がありました。

採決に当たっては、請願趣旨「米沢市立病院精神科を閉鎖せず、存続させてください」の部分については、医師の確保に努力していただきたいとの意味を込めて採択に賛成するが、「新市立病院建替計画でも精神科を除外せず」の部分については、今後の建替計画の中で市民の思い、医療関係者の思い等を酌み取った上で、あらゆる方法について深い検討と議論をしていただきたく、議会において必ず精神科を設置するとの方向性を決めつけられるようなことは賛成しかねるので、一部採択との意見。

一方、米沢市立病院として地域医療をどのように責任を持って展開していくかが非常に大事であると考えている。精神科を引き続き存続していただきたいとの要望は、患者だけでなく市民全体の声であり、また新しい病院においても精神科を除外せずとの要望も今後の議論に生かしていく対応が大事であることから、採択に賛成とする意見。

また、新しい病院の建設に当たっては、精神科の病棟は考えないとの話がひとり歩きしており、そのことが市民に不安を与え、このたびの請願になったと考えることから、採択に賛成するとの意見に分かれましたので、請願の一部採択について起立採決を行ったところ、可否同数となったため、委員会条例第17条の規定により、委員長において本請願中、「米沢市立病院精神科を閉鎖せず、存続させてください」の部分について一部採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件のうち、議案７件を除く請願１件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

請願第３号に対する委員長報告は、可否同数による委員長採決により、一部採択であります。

お諮りいたします。

請願第３号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名　悟議長　起立多数であります。よって、請願第３号は委員長報告のとおり決まりました。

[redacted]

日程第２４　議第２０号米沢市市営住宅条例の一部改正について外４件

○海老名　悟議長　次に、日程第24、議第20号米沢市市営住宅条例の一部改正についてから日程第28、陳情第１号新文化複合施設の工期遅延に伴う損害金請求の件までの議案４件、陳情１件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長12番堤郁雄議員。

〔産業建設常任委員長１２番堤　郁雄議員登壇〕

○１２番（堤　郁雄議員）　御報告申し上げます。

去る３月１日及び10日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案４件、陳情１件であります。

当委員会は、議会日程に従い、委員会室において、８日には全委員出席のもと、関係部課長及び陳情者に出席を求め、及び14日には各委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第20号米沢市市営住宅条例の一部改正についてでありますが、本案は市営住宅の入居の手続に際し必要となる連帯保証人の要件及び人数を改めるとともに、連帯保証人の選任を免除する場合の要件等を新たに定めるほか、入居の決定を取り消す場合の要件を新たに定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、連帯保証人を選任する必要がないと市長が認める場合はどのようなケースかとただされ、当局から、入居希望者が家賃債務保証事業者と契約を結んでいる場合や、生活保護世帯で保護機関が被保護者にかわって家賃を納付している場合があるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号米沢市手数料条例の一部改正についてでありますが、本案は行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求に伴う事務に係る手数料を新たに定めるほか、建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定に係る手数料、建築物に係る各種計画の認定申請の審査事務に係る手数料等を新たに定めようとするものであります。

本案に対しては、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号米沢市下水道条例の一部改正についてでありますが、本案は下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置等に関する基準を改めるとともに、公共下水道の使用料に係る督促手数料の額を改めようとするほか、規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員から、トリクロロエチレンの排水基準が変更されたことで、市内の企業に影響はあるのかとの質疑があり、当局から、トリクロロエチレンの排水を監視する特定事業場所が市内に11カ所あり、年12回、浄水管理センターへの流入水の水質検査を行っているが、不検出であり、影響のあるところはないとの答弁がありました。

また、委員から、このたび督促手数料を70円から100円に改正するが、改正前は督促状の発行経費103円との差額の約30円を市が負担していたのかとただされ、当局から、発行経費との差額は市が負担していたとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分についてでありますが、本案は

米沢八幡原中核工業団地の未分譲の用地１万4,560.68平方メートルを米沢市大字笹野1513番地の４、アルス株式会社代表取締役、髙橋光雄氏に7,586万1,000円で売却しようとするものです。

本案に対し、委員から、八幡原中核工業団地の利用状況について質疑があり、当局から、分譲後操業していない区域が二、三カ所あり、その他は利用されているとの答弁がありました。

また、委員から、八幡原中核工業団地での最近の事例では、空き工場を買い取っての企業立地があったことから、空き工場も含めて情報を示して、企業誘致のＰＲをしてはどうかとの質疑があり、当局から、企業立地に当たり空き工場の利用を希望する問い合わせが多いことから、本市の空き工場の状況を把握するよう努めているが、さらに情報収集して、ＰＲを行い、誘致を進めたいとの答弁がありました。

さらに、アルス株式会社の業務内容と、移転に至る経緯について質疑があり、当局から、当該会社が主に製造販売している木製サッシは、木のぬくもりがあり、結露しにくい特性があることなどから、評価が高く、需要がふえており、事業拡大を図るために移転新築に至ったものであるとの答弁がありました。

また、委員から、アルス株式会社の生産する木製サッシの市場シェアについてただされ、当局から、その状況は把握していないが、国内での木製サッシの市場シェアは約0.1％であるが、ヨーロッパで約10％となっている。また、国内には同業他社が十数社あり、東北では弘前市の会社が同様に事業を拡張されているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第１号新文化複合施設の工期遅延に伴う損害金請求の件でありますが、本陳情は新文化複合施設工事の工事完了が当初計画よりも遅くなったことに伴い、違約金を請負業者に請求するよう議決してもらいたいとするものです。

これに対し、委員から、陳情書の願意として一番に求めたいことは何かとただされ、参考人から、当局が受注者に対し損害金を請求するよう議会から求めてもらいたいとの答弁がありました。

また、委員から、受注者が米沢市建設工事請負契約約款第48条に抵触するような行為を行ったのかとの質疑があり、当局から、同約款第48条は履行遅延の場合における違約金等という条項で、工期が延長になった理由は天候の不良と労働者の不足ということであり、不測の事態であることから、受注者の責めに帰すべき事由がないものと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、発注者側が一方的に受注者に対して損害賠償や工期延長に伴う費用の負担をさせることはできないと認識しており、全国的に見ても震災復興の影響で人手不足が起こっている状況があり、本陳情で求める受注者への違約金の支払い請求は適切ではなく、採択に反対との意見があり、起立採決を行った結果、全会一致で不採択にすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案４件、陳情１件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました陳情第１号を除く議第20号から議第22号まで、及び議第44号の議案４件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、議第20号から議第22号まで、及び議第44号の議案４件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました陳情第１号について、起立により採決いたします。

陳情第１号に対する委員長報告は、全会一致で不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第１号を採択するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名　悟議長　起立少数であります。よって、陳情第１号は不採択と決まりました。

[redacted]

日程第２９　議第２９号平成２８年度米沢市一般会計予算外１８件

○海老名　悟議長　次に、日程第29、議第29号平成28年度米沢市一般会計予算から日程第47、議第50号平成27年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第３号）までの議案19件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長14番鳥海隆太議員。

〔予算特別委員長１４番鳥海隆太議員登壇〕

○１４番（鳥海隆太議員）　御報告申し上げます。

本日は、去る３月１日の本会議において当予算特別委員会に付託されました議第29号平成28年度米沢市一般会計予算から議第41号平成28年度米沢市立病院事業会計予算までの平成28年度当初予算13件、並びに３月10日の本会議において当予算特別委員会に付託されました議第45号平成27年度米沢市一般会計補正予算（第７号）から議第50号平成27年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第３号）までの補正予算６件、合わせて19件について御報告申し上げます。

当委員会は、議会日程に従い、９日から15日までの間の５日間にわたり、委員会室において、各委員出席のもと、当局から市長を初め病院事業管理者、教育長、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、平成28年度当初予算13件を一括議題とし、初めに総務部長から予算の概要及び人件費について、企画調整部長から行政事務共同処理分担金について、それぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、新市長は予算編成の大枠が決まった段階での就任となったが、新市長として予算編成の最後にどこに留意し、変えた部分はどこか、また財政指標の目標について特に経常収支比率の目標があればお聞きしたいがどうかとして質疑がありました。

また、これから公共施設等総合管理計画が策定され、庁舎整備のことも考えていかなければならないが、基金が余りにも少ない。公共施設の建設に当たっては、将来世代との公平な負担として地方債を活用しているが、これからますます少子化が進むときに、今までと同じように起債をしていくことには疑問がある。なるべく早い段階で明確な目標、計画を市民に示していただきたいと思うがどうかとして、質疑がありました。

さらに、歳入は厳しく見込み、歳出は予算どおり執行すれば、当初予算どおりの財政運営ができることになるが、市税収入の見込みはどうか。職員数が減る中で仕事はふえている。そのような中で職員は市全体の方向性を見ながら業務を推進する必要があり、これに対応する組織の見直しや検証は重要である。年度末だけでなく、年度の途中でも組織改正を検討していただきたいと思うがどうかとして質疑がありました。

また、本市はコンパクトシティー化に向けて中

心部に施設を集めようとしているが、元気なまちは郊外にいろんなものが出店したり、まちづくりを行っているところもある。コンパクトシティー化を進めるに当たり、若者に魅力のあるまちになるようにすべきであり、周辺部の人たちにとっても地域がなくなるという不安を持たれないよう丁寧な説明が必要であると思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、経常収支比率について、95％を超えても総務省から財政運営上のヒアリングはないとのことだが、国からの指導とか抑制が入るものではないということでよいのか。また、95％を超えれば財政が一段と硬直化しているということになるが、単純に歳出を切り詰めて数字上の達成を目指すのではなく、歳入をふやすという考えから、積極財政の部分も視野に入れて財政運営を行ってほしいがどうかとして質疑がありました。

また、これからの公共施設の整備のあり方が今後の財政運営に大きくかかわってくると思われるが、平成28年度中に策定が予定されている公共施設等総合管理計画について、現段階での策定の仕方、考え方、市民への周知はどのように考えているのか。公共施設の統廃合等について、どのようにして市民の理解を得ていくのかとして、質疑がありました。

さらに、平成26年度の予算について、見込み違いがあったが、その点をどのように反省し、平成28年度予算を編成したのか。国の地方交付税についてトップランナー方式が導入され、抑制の方向に向かうと思われることから、新年度の予算や事業運営に影響があると考えられるがどうか。歳入増のため、産業振興にどのような事業を実施して、市民所得を引き上げていこうと考えているのか。また、これまで実施してきた事業で、市長の判断で取りやめるものはどのようなものがあるのか。取りやめる場合は、その判断理由をはっきりし、市民にも周知すべきであると思うがどうかとして質疑がありました。

第２款総務費では、市役所等庁舎の耐震診断の結果、震度６強で倒壊の危険性が高いとされたが、その後の方針等が示されておらず、市民からの問い合わせに答えられない。現在の市庁舎整備基金の額では、とても建設に着手できないと思うが、今後財源をどのようにして確保するのか。ＰＰＰなどを含めて検討していくということでよいかとして質疑がありました。

また、公共施設等総合管理計画の策定を、財政状況が厳しい中で1,000万円をかけて委託する意味は何か。若い市職員の柔軟な考えやアイデアにより、本市独自でまちづくりを推進していただきたいがどうかとして質疑がありました。

さらに、中心市街地活性化の拠点施設として位置づけられた新文化複合施設が７月にオープンするが、その機能を十分に発揮していくために必要な教育委員会と中心市街地活性化担当との連携がとられていないのではないか。中心市街地活性化のための当該施設の有効利用について、どこの部署が対応していくのかが全く明確でないと考えられるがどうかとして質疑がありました。

また、中心市街地の具体的活性化策について、７月前までには示すということだとすれば、具体的にどのような形で議会に示されるのか。当初計画のとおり、７月にオープンするのであれば、具体的な活性化策は今定例会で議論すべきことであったことから、早急に示してほしいとただされました。

さらに、県の「若者本県回帰・定着促進奨学金返還支援制度」に対する市の負担分は、本市に帰ってくる意思のある人に支援する意味で負担するものか。県と一緒に支援するだけではなく、学生から社会人になる段階で本市に回帰するための支援を強化することも考えていただきたいがどうかとして質疑がありました。

また、選挙啓発について、本市の投票率は低いが、南陽市ではスーパーに期日前投票所を設置する協定書を結んでいる。車で各投票所を回るとこ

ろもあり、待ちの姿勢でなく、攻めの姿勢で投票率を上げることを考えてはどうか。また、山形大学工学部へ期日前投票所の設置を行い、工学部の学生以外の方も投票できるとのことだが、一般市民にとっては大学の敷地に入りづらいのではないか。車椅子の方や高齢者が利用しやすいようにしていただきたいがどうかとして質疑がありました。

第３款民生費では、第３子の保育園無料化については市長の公約でもあったが、実行する考えはあるのか。また、今年度から年齢要件を緩和した保育園と同様に、幼稚園においても年齢要件を緩和すべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、母子・父子自立支援事業の定義は何か。労働力の確保、人材不足が全国的に問題になってきているが、母子・父子家庭において子供の面倒を見ながら仕事をするのは大変であると。資格取得のためにサポートしているとのことだが、仕事につけなければ資格を取っても自立できないことから、その後の追跡が必要であり、関係課と連携をしながら取り組んでいただきたいと思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、児童センターの放課後児童クラブについて、昨年３月の代表質問で新１年生の学童保育について前向きに検討するとの答弁があったが、４月の保育について人事異動や入園式で保育ができない部分は改善されたのか。きちんと現状を把握し、若い世代がどういうところで困っているのか、市民の目線に寄り添った話し合いをしていただきたいがどうかとして質疑がありました。

また、保育園の入所申し込みについて、仕事復帰が１日の場合、前の月の１日から入園できるとのことだが、仕事復帰が２日や３日の場合はその月の１日からとなる。子供たちのためにも、ならし保育も考慮した入園日とすべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

さらに、生活困窮者自立支援について、生活困窮者の明確な定義はないとのことだが、定義がないことで事業が進まないのではないか。デリケートな問題であるために周知が難しいとのことだが、周知についてはデリケートな問題ではない。要望があった方には配慮が必要であるが、広く周知し、事業を進めてもらいたいがどうかとして質疑がありました。

第４款衛生費では、骨髄バンクのドナー支援について、現在骨髄移植希望者は全国で3,000人ほどおり、山形県では一昨年の県議会において請願が全会一致で採択されたことから、ドナーへの助成制度を新年度から始めることになっている。当該助成制度の開始に際し、県が各自治体に行った意向調査では、本市は「検討中」との回答をしたようだが、骨髄移植において白血球のＨＬＡ型が一致するのは奇跡に近いものである。ドナーになるには経済的な不安があるということから、市の支援も大切だと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、燃えるごみの中の生ごみは水分が多く、焼却処分に多額の経費がかかっていることから、生ごみを減らす対策が必要と考えるがどうかとただされました。

さらに、斎場について、築45年たっているため、相当老朽化し、また火葬件数もふえていることから、炉の損傷も進んでいると思われる。建てかえをする場合、その検討等に十分な時間が必要であることから、方向性を早急に決めるべき時期に来ているのではないかと思うがどうかとして質疑がありました。

また、環境保全協力金について、他自治体から協力金をいただいていながら、実際に心理的負担や自然環境への影響を受けている一般廃棄物最終処分場近隣地域への還元がなされていない。地元から要望が出ている道路の舗装や歩道の整備等に一定程度応えていかなければいけないと思うがどうかとして質疑がありました。

第５款労働費では、山形県で本年10月28日から

山形市、天童市を主会場に技能五輪やアビリンピックが開催されるが、地元企業が出場する見込みはあるのか。人づくり・ものづくりをテーマに地方創生が進んでおり、技能五輪も23歳以下の若手のものづくりの技術者を育てるのが目的である。プロフェッショナルの若者をつくり上げることが本市の産業界には必要と思うがどうかとして質疑がありました。

また、技能功労者表彰等で、本市でも高い技術を有している方々を顕彰しているが、一方でわざの後継者がいない問題がある。一人親方と言われるような人が、高い技術を持ちながら営業や受発注までできない実情もあるが、現状の課題をどのように捉えているのか、ものづくりのまち米沢として、例えばマイスター制度等の導入も必要ではないかとしてただされました。

第６款農林水産業費では、市民農園について地区によっては希望者が借りられない状況にあったとのことだが、面積をふやすことはできないのかとして質疑がありました。

また､昨年10月に策定された農業振興計画では、水稲中心から、水稲を残しながらも畜産振興に力を入れるものとなっている。この計画では、畜産出荷額を10年後に14億円増加させる目標を設定しており、そのための具体的な振興策をどのような形で練っているか。流通も見据えて、庁内においても体制及び専門部署の整備が必要と思われるがどうかとして質疑がありました。

さらに、猿による被害が拡大している。子供を威嚇したりするなどの行動もエスカレートしており、建物への侵入もあることから、今後人的被害も予想されるが、その点はどう考えているのか。受信機により移動状況が把握できてきたことから、地元と相談しながら駆除してほしいと考えるがどうかとして質疑・要望がありました。

また、木質バイオマス発電施設が本市でも開業されることから、本市の林業が活性化すると考えるが､酒田､会津にも大型の発電所ができており、本市に流通する木材が不足するのではないかと言われているがどうか。また、発電施設の開業を受け、今まで不用材だったものが燃料になっていくものと思われるが、山林所有者が行う森林整備や木材の供給に対して補助等は考えられないかとして質疑がありました。

さらに、斜平山は松枯れ、ナラ枯れがひどく、茶褐色の山となっている。昨年秋から松枯れ、ナラ枯れの枯損木伐採作業が進んでいるが、終了はいつごろになるのか。松枯れやナラ枯れは原因がわからないと聞いているが、今後も続くようであれば、県の緑環境税による事業の適用を図ってほしいが、対応としてはこのような伐採による方法しかないのかとして質疑がありました。

第７款商工費では、オフィス・アルカディア企業立地促進助成金はオフィス・アルカディアに限ったものなのか。八幡原工業団地の対応はどうか。また、八幡原工業団地への企業誘致に際し、大きく残っている区画は企業が立地しやすいように分筆を考えたらどうかとして質疑がありました。

また、観光客誘致について、今後は女性客を誘致することに力を入れる必要があると思うが、市のホームページを見ても女子旅キャンペーンのＰＲがどこにもない。30代から70代の女性をダーゲットに、女性の意見を取り入れる方策が必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

さらに、新道の駅について、市民からは経費の問題もあり不安視されているが、議会とも連絡を密にして、中途半端ではない施設を建設してほしいがどうか。また、道の駅の経営に対し、市の責任は出資までの有限責任であるとのことだが、一歩進んで、テナント料も取れるくらいの経営をしていただきたいがどうかとして質疑がありました。

第８款土木費では、道路維持管理について例年のとおりパッチング舗装補修作業が始まったが、いろいろな業者に委託しているため、なれていない業者もある。育成する意味合いもあるとのこと

だが、合材の種類の変更や機械を指定して技術力を補うことができると思うがどうか。また、車道のみパッチングであるが、歩道との段差も解消できるように一緒に補修できないかとして質疑がありました。

また、私道の舗装整備について、市で補助を行っているが、私道なので隣接している軒数が少なく、補修費がかさんでしまうため補修できないところもあることから、補助率を上げることはできないかとして質疑がありました。

さらに、雪を理由に米沢を離れる人がいることから、克雪して、米沢を活性化させ、人口減少を食いとめる必要がある。地下水熱の活用、温泉熱の活用など、無散水融雪が脚光を浴びており、雪を解かす技術も発達していることから、工夫により雪に負けない米沢を築いてほしいがどうかとして質疑・要望がありました。

また、本市にある656戸の市営住宅のうち、スロープつき等の障がい者対応の部屋は５戸とのことだが、入居時には車椅子の方がおられたものの、その方が亡くなられた場合等は家族の方にはほかの市営住宅に移っていただく等の対応をしないと、いつまでも車椅子の方が入れないというように思うが、調査はしているのかとして質疑がありました。

第９款消防費では、消防団員の確保が難しくなってきているが、今後の確保の目標と状況はどうか。婦人防火指導員が400人いるとのことなので、連携をとって、今後そちらの方から女性消防団員になっていただける方法も模索してはどうかとして質疑がありました。

また、県防災通信ネットワークの再整備事業について、機器を市庁舎に設置するということであるが、市庁舎は震度６強で倒壊の危険性が高いところであり、その市庁舎が防災拠点となることに違和感があるがどうか。また、大規模災害が起きた後に業務を進めていくための業務継続計画を作成するよう国から通知があるが、本市においていまだ作成していない理由は何かとして質疑がありました。

第10款教育費では、学校の適正規模・適正配置について今年度はどのようなロードマップを敷いて、どこまで進めるのか。現場では、特に小規模校における部活動に関することなどさまざまな問題が出ているが、時間的余裕をどう考えているのか。まちづくり総合計画などを勘案することも大切だが、子供たちへの最良の手段等を念頭に計画を進めてほしいがどうかとして質疑・要望がありました。

また、学校の適正規模・適正配置計画は、公共施設等総合管理計画とリンクしないのか。学校建設というのは単なるまちづくりではない。人の心とコミュニティーを大切にしながら、将来的な市の方向性をもっと具体的にあらわさなければ進まないのではないかとして質疑・要望がありました。

さらに、ブックスタート事業が来年度から始まり、読み聞かせを行った後に本を贈呈するとのことだが、対象となるのはそのイベントに参加した子供だけなのか。絵本の単価はどのくらいを考えているのかとして質疑がありました。

また、他市では指定管理を行った図書館における図書選定に関して問題が発生しているが、本市の場合、本市が責任を持って行うという方針であるということでよいのかとして質疑がありました。

さらに、大学運動部等の合宿誘致について、どのような考えで、どのような方々に来ていただく考えか、平成27年度の合宿誘致事業における経済効果はどのくらいか。天元台や白布、小野川の温泉街からも期待されており、経済効果をもたらすような取り組みをしてほしいがどうかとして質疑・要望がありました。

また、平成29年度全国高等学校総合体育大会は、南東北３県の合同開催ということで、本市はホッケー競技を川西と合同で開催する予定となって

いるとのことだが、会場は決まったのか。また、米沢市民がこれからどのようにおもてなしをしていくのか。観光サイドとも協調し、米沢に来てよかったと思えるような受け入れ体制の整備をお願いしたいがどうかとして質疑・要望がありました。

歳入では、震災以降の入湯税について平成24年度に一時回復したものの、それ以降は減ってきているとのことだが、観光面でさまざまな施設を展開しているものの、事業がうまくいっていないのではないか。高速道路開通により、交流人口が増加してくることも考えられるので、さまざまなところにアプローチをしながら、ＰＲを進めていただきたいがどうかとして質疑・要望がありました。

また、置賜広域観光案内センターの多目的施設について、余り使われていないが、米沢駅は１日当たり約5,000人の利用があるので、もう少し活用方法を検討していただきたいがどうかとして質疑・要望がありました。

以上が議第29号平成28年度米沢市一般会計予算に対する審査の中でありました質疑・要望等の主なものでありますが、議第29号につきましては全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

続いて、議第30号平成28年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算から議第41号平成28年度米沢市立病院事業会計予算について御報告申し上げます。

まず、議第30号平成28年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算では、保健推進事業費が本年度から大幅に減額となった理由は何か。また糖尿病重症化予防事業については、糖尿病が重症化した場合、透析が必要になる場合もあり、予防すれば医療費抑制にもつながると思う。もっと事業を推進してほしいと思うがどうかとして質疑がありました。

次に、議第31号平成28年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算では、置賜広域行政事務組合電算処理分担金の各市町村の負担額は、人口割や利用割なのかとして質疑がありました。

次に、議第32号平成28年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算では、包括医療ケアシステムの構築を推進する意味でも、山形県は三世代同居率が高いことから、家族の介護や医療費軽減の取り組みが大切である。本市においては、認知症の発見等に力を入れるとのことだと思うが、認知症の方を家庭で見ている状況について、どのように把握しているのか。この方々のケアをきちんとすることが、三世代同居を生かしながら、持続可能な社会づくりに役立つと思う。ぜひ精いっぱいの支援をしてほしいがどうかとして質疑・要望がありました。

また、認知症高齢者徘回などに対する支援はどうなっているのか。全国ではさまざまな支援制度があるが、先進事例を取り入れて、実施をお願いしたいがどうかとして質疑・要望がありました。

さらに、認知症総合支援事業について、家族介護の支援や、さまざまなＩＣＴを活用した見守りなどには限界があり、地域の支援が必要だと思う。身近に認知症がいない人が認知症の方を知ることは非常に難しいことから、認知症サポーターの取得を進めるべきであると考える。認知症の市民が来庁されることも考えられるので、市職員幹部、窓口職員には取得していただきたいと考えるがどうかとして質疑・要望がありました。

次に、議第33号平成28年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算では、米沢牛の生産頭数の増頭計画により、と畜場の利用拡大が予想されるが、増頭に向けてどのような体制を構築していくのか。また、米沢牛は人気の高いブランドであり、増頭していく上で産地を偽装したものが出回らないようにする対策はあるのか。今後ともブランド維持に努めてもらいたいが、その方策はどうかとして質疑・要望がありました。

次に、議第34号平成28年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算では、建物の老朽化が進ん

でいるが、現状は耐震などを含め大丈夫か。今後の更新についての進め方はどうかとして質疑がありました。

次に、議第35号平成28年度米沢市下水道事業費特別会計予算では、処理場改築事業に建設工事は含まれているのか。含まれているとすれば、地元業者がかかわれるようにしてほしいがどうか。また、管渠整備事業について、本市の下水道事業認可区域の中で未整備の区域はどのくらいあり、整備には今後どのくらいかかると考えているのかとして質疑・要望がありました。

次に、議第37号平成28年度米沢市物品調達費特別会計予算では、障害者優先調達推進法が施行されたことから、市民及び事業所に対して広報等で周知を図っているとのことだが、なかなか浸透していない。本市においても、障がい者就労施設等が提供する物品やサービス等が市の求める仕様に合致すれば購入するということだが、市から仕様等について希望を提示する形で利用することができないかとして質疑・要望がありました。

次に、議第38号平成28年度米沢市南原財産区費特別会計予算及び議第39号平成28年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算では、財産区の財産は森林資源が大半だと思うが、財産の運用について市として今後どのように考えているのか。また、運営については地元の方に任せているということでよいかとして質疑がありました。

次に、議第40号平成28年度米沢市水道事業会計予算について、今後水道管の老朽化対策や舘山浄水場等の整備があり、支出が多くなってくる。これから人口も減っていくことから、５年ごとに料金を見直しているとのことだが、20年から30年後のシミュレーションをしていくべきだと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、舘山浄水場の整備に関し、将来の経営、財源や水道料金への影響等はどうなるのかを、経営懇談会、市民、議会に示すべきではないのかとして質疑がありました。

次に、議第41号平成28年度米沢市立病院事業会計予算では、昨年の12月に議会に突然精神科の休止の意向が示された。それ以前の11月から患者に説明を行っているが、その経過はどうであったのか。ある患者さんは、紹介された先の病院等で主治医が短期間で４人もかわったという事例もある。また、複数の診療科で診察を受けた場合、投薬の調整がなされないことから、たくさんの薬が出されて大変だという事例もあるがどうかとして質疑がありました。

また、人工透析について、平成26年度から１日３クールになったところであるが、働いている方などからもう少し遅い時間で設定があればいいとの声はないのか。患者数がふえており、対応に苦慮されていると思うが、民間の病院との連携等今後の展望、見通しはどうかとして質疑がありました。

以上が平成28年度の各特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑・要望等の主なものであります。

次に、審査結果についてでありますが、議第30号平成28年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議第31号平成28年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算及び議第32号平成28年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算の議案３件につきましては、異議がありましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第33号平成28年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算から議第41号平成28年度米沢市立病院事業会計予算までの議案９件につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

続いて、議第45号平成27年度米沢市一般会計補正予算（第７号）から議第50号平成27年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第３号）について御報告申し上げます。

初めに、議第45号平成27年度米沢市一般会計補

正予算（第７号）における議員給与費、職員給与費及び職員給与に係る特別会計繰出金の補正並びに議第46号平成27年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）から議第50号平成27年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第３号）までにおける職員給与費及び職員給与に係る一般会計繰入金の補正について、一括して審査を行いましたが、質疑はありませんでした。

次に、議第45号における議員給与費、職員給与費及び職員給与に係る特別会計繰出金の補正以外の補正について質疑を行いました。

第３款民生費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金について、当該給付金は課税対象となるのか。ならないとすれば、対象者への周知が必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

また、認可外保育所で小規模保育事業所への移行を希望する保育所は今年度なかったとのことだが、新年度はそのための給付費が計上されていない。これから移行したいという希望が出された場合、補正対応するということでよいのかとして質疑がありました。

以上が議第45号平成27年度米沢市一般会計補正予算（第７号）に対する審査の中でありました質疑・要望等の主なものでありますが、議第45号については全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第46号平成27年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）における職員給与費及び職員給与に係る一般会計繰入金の補正以外の補正につきましては、質疑もなく、議第46号については全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第47号平成27年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第３号）から議第50号平成27年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第３号）については、職員給与費及び職員給与に係る一般会計繰入金の補正以外の補正はなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を２時30分といたします。

午後　２時２０分　休　　憩

～～～

納税指導をする上で必要などとの理由で発行されています。しかし、そのほとんどの世帯は生活困窮世帯で、払いたくても払えない世帯であり、納税指導で分割支払いなど一時しのぎはできても、抜本的な解決策とはなっていません。資格証明書に至っては、生活困窮世帯にとって窓口全額支払いは無理な話です。短期保険証、資格証明書の発行は、病気になった場合に医者にかかることをためらわせるものとなっています。

本来、住民の命と健康を守る公的医療保険である国保が、国保料の負担が生活困窮に追い打ちをかけ、医療から遠ざけることなどあってはなりません。保険証の短期保険証、資格証明書の発行を規定した国保法第９条は改正すべきです。

市は、短期保険証発行世帯の保険証のとめ置きはこれまでしてきてはおりませんけれども、改めて引き続きしないこと。そして、資格証明書の発行はやめる。悪意のある滞納者については、制裁ではなく、あくまで国保の趣旨を理解していただくなどの納税相談を徹底することで対応すべきです。

国保会計に対する国庫負担金の減額が市町村国保会計を圧迫し、滞納者が増加する中で、国は国庫負担をふやすのではなく、取り立ての模範例を示しながら、滞納者への徴税指導を強めつつあります。本市の場合も、滞納差し押さえも出ています。年金支給日に銀行口座から全額差し押さえられたとの相談も受けるようになっています。市民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談と収納業務を徹底すべきです。

2012年に成立した国保改定で、2015年から市町村国保の都道府県単位への統合広域化へ向けての準備が今始まっています。しかし、統合で国保財政の改善と国保料の引き上げなどの問題は解決いたしません。特に、都道府県単位化は既に後期高齢者医療制度で経験しているように、住民不在の組織運営となり、加入者の声は反映されなくなっております。国庫支出金をまず84年当時の総収入の50％まで戻すことを国に市として求めること。そして、滞納世帯に対しての減額免除要件を加入者の生活実態に即したものに改善すること。国保法第44条に従う医療機関での窓口支払いの減額・免除制度は、本市でも機能しているとは言いがたくなっています。厚労省が示した減免制度に従って、余りにも狭い基準となっているからではないでしょうか。市民の生活実態に沿った内容に改善していく必要があります。改めて改善を求めるものです。

次に、第31号の平成28年度後期高齢者医療費特別会計予算についてです。

後期高齢者医療制度は、制度そのものに大きな問題があります。2008年の制度導入時には、国民の批判が集中しました。「現代のうば捨て山」とまで言われました。それは、後期高齢者医療制度が高齢者を年齢で区切って、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担と差別医療を押しつけるものになっているからです。

保険料は２年に一度の改定となっています。半ば強制的に実施され、連続して値上げされてきました。しかも、年金からの天引きとなっています。月額１万5,000円未満の方は窓口納付とはなっておりますが、滞納すれば保険証の取り上げとなります。後期高齢者医療制度は廃止し、老人保険制度に戻すべきです。

そして、運営は広域連合で、連合議会の議員は限られ、加入者市町村議会の意見が反映されにくい状況が続いてきました。県内全ての加入自治体から議員を選出するよう改善すべきです。それができなければ、各市町村に国保の場合のように運営協議会などを設置し、市町村の加入者の意見を酌み上げる仕組みをつくるべきです。

次に、第32号平成28年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算についてです。

介護保険制度が導入されて16年目になろうとしています。家族介護のために仕事をやめる、転職せざるを得ない、いわゆる介護離職者は年間約10

万人、現政権は新三本の矢の一つに「介護離職ゼロ」を掲げ、その柱を「必要な介護サービスの確保」と「働く環境改善・家族支援」としましたが、発表当初から離職ゼロにできるのかどうか疑問の声が上がっています。

米沢市でも、昨年から第６期介護保険事業計画がスタートしました。施設整備では、小規模多機能型の居宅介護施設などの整備が進んできましたが、特養ホームの増設は進んできませんでした。特養待機者は依然として解消されていません。改正介護保険法では、これまでは特養ホームに入所できた要介護度１から２の高齢者は入所資格さえ奪われてしまいました。待機者を特養ホームの施設整備で解消するのではなく、逆に入所資格から外すことで減らすのでは、本末転倒と言わざるを得ません。

１月末時点で、米沢市の場合200名を超える特養ホーム待機者の解消、これは本市の介護保険の大きな課題になっています。国交省管轄のサービスつき高齢者住宅では、あくまでも賃貸住宅で、自立か軽度の要介護者が対象で、しかも利用金額が高額で、受け皿にはなりません。むしろ低所得者の市民にとっては、介護にまで格差を感じさせるような事態になっているのではないでしょうか。最近米沢市にできた高齢者介護サービスつき住宅、高い家賃ということで、皆さんうらやましがっておりますけれども、そういう対応、受け皿では、米沢市の介護保険の待機者の問題、解決はできません。低所得者であっても、市民の介護サービスを充実する方向で、第６期の事業計画を進めるべきだと考えます。

2012年に創設された介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援１、２の高齢者を介護保険サービスから切り離して、自治体の事業とすることとしました。自治体の財政力の差が、この事業で介護サービスに出てくることが懸念されています。米沢市では、３年間の猶予期間をことし１年残して、2017年度から開始することとなります。新年度はその準備のための予算が盛り込まれています。要介護度のまだ低い高齢者に必要なサービスができれば、要介護度が進むのを防げるものを防げなくなることも心配されます。要支援１、２の高齢者の皆さんの介護サービスが十分確保されていくのかどうか、早急に当局は市民の皆さん方に、そして議会に示すべきだと思います。

介護保険料は、引き上がるばかりです。介護サービスを充実すれば、それがそのまま保険料の引き上げにはね返るという介護保険の根本的な矛盾があります。これを打開するには、まず国庫負担割合の引き上げで財源を確保するほかありません。国庫負担の引き上げを国に当市として強く求めるべきです。また、昨年は施設入所者への補足給付対象者を絞り込む改定が行われ、利用料がはね上がった高齢者も市民の中にはたくさんいらっしゃいます。米沢市がこれまで実施してきた訪問介護での利用料の減免制度を拡充し、低所得者世帯の負担の軽減を図るべきです。介護保険料の引き下げのために、一般会計からの繰り入れも実施し、これ以上の保険料の引き上げはやめるよう強く求めて、３会計予算案に反対をし、討論とします。

○海老名　悟議長　以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第30号から議第32号までの議案３件を除く議第29号、議第33号から議第41号まで、及び議第45号から議第50号までの議案16件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、議第29号、議第33号から議第41号まで、及び議第45号から議第50号までの議案16件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第30号から議第32号までの議案３件について、順次採決いたします。

初めに、議第30号について、起立により採決いたします。

議第30号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第30号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名　悟議長　起立多数であります。よって、議第30号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第31号について、起立により採決いたします。

議第31号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第31号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名　悟議長　起立多数であります。よって、議第31号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第32号について、起立により採決いたします。

議第32号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第32号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名　悟議長　起立多数であります。よって、議第32号は、委員長報告のとおり決まりました。

[redacted]

日程第４８　市立病院建替特別委員会の報告

○海老名　悟議長　次に、日程第48、市立病院建替特別委員会の報告を議題といたします。

この場合、市立病院建替特別委員会における調査の結果について報告を求めます。

市立病院建替特別委員長24番我妻徳雄議員。

〔市立病院建替特別委員長２４番我妻徳雄議員登壇〕

○２４番（我妻徳雄議員）　市立病院建替特別委員会並びに同委員会協議会における調査及び活動等の概要を御報告するとともに、委員会としての所見を申し上げます。

当委員会は、米沢市立病院の建てかえに当たり、病院機能の幅広い検討を行い、多額の建設費用への対応などについて、まちづくりの視点を持ちながら調査・研究を行い、議論を進めるため、平成26年６月に設置され、昨年の議員改選後の５月臨時会において再設置されたものです。

当委員会は、昨年の５月から今日までに市当局と５回の協議を重ねてまいりました。また、昨年11月には調査・研究の一環として新潟県立新発田病院の視察を実施いたしました。本日は、市当局との協議及び調査・研究活動の主な内容について御報告いたします。

まず、６月に開催した委員会では、当局から市立病院建替基本計画（案）の中間取りまとめについて報告を受けました。

委員から、新病院へのヘリポート設置の考え方について、救急患者の対応などについて質疑がありました。

これに対し、当局から、財政的に負担も大きいことから、ヘリポートは設置せず、既存のヘリポート等からの離着陸を想定しているとの答弁がありました。

また、救急患者の対応については、現在の常勤医師数を考えれば、現状維持が精いっぱいであり、他病院や平日夜間・休日診療所と連携をとりながら対応してまいりたいとの答弁がありました。

次に、７月に開催した協議会では、病院内を見学し、老朽化した施設の現状を確認するとともに、当局から一般的に病院を建設する場合のスケジ

ュールについて、ヘリポートを設置する場合の概算工事費などについて報告を受け、その後市立病院職員と意見交換を行いました。

次に、９月に開催した委員会では、当局から平成27年度の経営状況と病床利用率について報告を受けました。

次に、11月17日には新潟県立新発田病院の視察を実施いたしました。病院を移転・新築した経緯や経営状況を伺い、医師の確保対策等について情報交換を行ったところです。また、病院内にコンビニやカフェなどが設置され、町並みのような雰囲気が醸し出されたホスピタルモールを見学させていただきました。

次に、12月に開催した委員会では、冒頭、渡邊病院事業管理者から就任の挨拶をいただきました。その挨拶の中で、精神科の医師確保が困難なため、来年度から入院・診療の継続は厳しく、外来診療についても最終的に休止せざるを得ない状況が想定されるとの報告がありました。

委員から、精神科の外来患者数、入院患者数及びその対応について、市立病院建替基本計画への影響についてなど質疑がありました。

これに対し、当局から、現時点で外来患者数がデイケアを含め約1,500名、入院患者数が約30名おり、症状が安定している患者を中心に状況を詳しく説明し、他病院への紹介、転院手続を進めているとの答弁がありました。

また、市立病院建替基本計画への影響については、基本計画案は精神科と精神病床を設置することを前提に策定を進めてきたところである。全体の病床数や外来診療科の構成、救急医療の対応についても再度考え直す必要があり、基本計画への影響は大きいと考えているとの答弁がありました。

次に、17日に開催した委員会では、当局から市立病院建替基本計画策定の一時中断について報告を受けました。その内容については、基本計画の策定については今年度中の完成をめどに進めてきたが、精神科の一件によって状況が変わってきた。それを受け、予定どおりの取りまとめは困難になり、一時中断せざるを得なくなったとのことであります。

委員から、市立病院建替基本計画は新年度に改めて策定するとのことでよいか。また、精神科の方向性がはっきりしなければ基本計画の策定は進めようがないとの認識でよいかとの質疑がありました。

これに対し、当局から、まず精神科の問題が病院全体の収入にどのように影響するかを見きわめなければならない。新年度はその影響を精査し、新しい公立病院改革プランの策定をする中で基本計画の見直しに取り組んでいかなければならないとの答弁がありました。

また、委員から、精神科の問題が解決せずに、このままの状態が続いた場合、他の診療科が弱体化していくことにつながらないような対応を求めるとの要望がありました。

当委員会としては、この基本計画策定の一時中断を受け、緊急の場合を除き、当面の間、委員会、協議会を開催せず、各定例会における委員会の開催とすることを決定いたしました。

結びに、当委員会の所見を一言申し上げます。

御承知のとおり、昨年12月に明らかになった市立病院精神科の休止問題は、外来・入院患者ばかりでなく、その家族や多くの市民に不安を募らせる結果となりました。その背景には、全国的な医師不足がありますが、米沢市立病院は置賜二次医療圏の中核的な医療機関の一つとして、優秀な人材を確保しながら、地域医療を守っていかなければなりません。

一方で、さきにも述べましたが、昨年７月には改めて市立病院内外の状況を確認させていただきました。建物、設備ともに老朽化は著しく、耐震についても不安があることから、建てかえが待ったなしの状況にあることは言うまでもありません。

当委員会の総意として、市民の安心・安全のために精神科の休止問題も含め、さまざまな課題等を乗り越え、一日も早い建替基本計画の完成と建設場所の決定を強く望むものであります。

最後になりますが、当委員会は次年度においても市当局、病院当局及び関係機関とも連携を図りながら、引き続き努力してまいります。市民の皆様、議員各位に御理解と御協力をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの市立病院建替特別委員長報告に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

本件は、特別委員会における調査の結果についての報告でありますので、御了承願います。

[redacted]

日程第４９　発議第１号米沢市議会委員会条例の一部改正について

○海老名　悟議長　次に、日程第49、発議第１号米沢市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者13番島軒純一議員。

〔１３番島軒純一議員登壇〕

○１３番（島軒純一議員）　ただいま上程になりました発議第１号米沢市議会委員会条例の一部改正についてでありますが、本案は平成27年12月定例会で議決された米沢市水道事業等の設置等に関する条例等の一部改正における組織の名称変更に伴い、米沢市議会委員会条例第２条第２項第３号中の「水道部」を「上下水道部」に改めるものであります。

以上でありますが、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第１号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、発議第１号は原案のとおり決まりました。

[redacted]

日程第５０　発議第２号北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書の提出について

○海老名　悟議長　次に、日程第50、発議第２号北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者７番相田光照議員。

〔７番相田光照議員登壇〕

○７番（相田光照議員）　ただいま上程になりました発議第２号北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書案について、御説明申し上げます。

私が肌身離さずつけていますこの青いバッジ、これはブルーリボンバッジと言われるものです。御存じの方もおられると思いますが、このバッジは北朝鮮拉致被害者の救出、支援活動を推進すべく、そのような思いを持った方々のシンボルとな

っているものであります。私も、そんな強い思いを持った一人であります。

政府認定の拉致被害者は17名、救う会が認定している数は７名、またそのほかにも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者、いわゆる特定失踪者は平成25年10月、警察庁の発表で860人と言われております。その中には、我が山形県人もしくは山形県にかかわる方々が５名から９名いる状態であります。

拉致問題は、事が大き過ぎて、国に任せておけばよいと思われる方もおられると思いますが、先ほどの理由からも、私は我が郷土からの疑いがある方がいる以上、他人事とは思えず、早期解決・全員帰国に向けて地方からも声を出すべきであると、その思いから今回発議をさせていただきました。

改めて意見書を朗読して提案理由の説明とさせていただきたいと思いますので、どうか議員各位の御賛同をお願い申し上げたいと思います。

〔別紙　発議第２号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○海老名　悟議長　ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第２号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、発議第２号は原案のとおり決まりました。

[redacted]

日程第５１　議第５１号米沢市副市長の選任について

○海老名　悟議長　次に、日程第51、議第51号米沢市副市長の選任についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。中川市長。

〔中川　勝市長登壇〕

○中川　勝市長　ただいま上程になりました議第51号米沢市副市長の選任について説明いたします。

本案は、現在空席となっております本市副市長につきまして、井戸將悟氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるため提案するものであります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第51号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、議第51号は同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午後　３時０３分　休　　憩

～～～

午後　３時０６分　開　　議

○海老名　悟議長　再開いたします。

[redacted]

日程第５２　議第５２号米沢市教育委員会教育長の任命について

○海老名　悟議長　次に、日程第52、議第52号米沢市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。中川市長。

〔中川　勝市長登壇〕

○中川　勝市長　ただいま上程になりました議第52号米沢市教育委員会教育長の任命について説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会制度が改められたことから、大河原真樹氏を新制度による教育委員会教育長に任命したく、同法第４条第１項の規定により議会の同意を求めるため、提案するものであります。

なお、現教育委員会教育長である原邦雄氏には、旧制度による教育長として平成20年10月以来、７年余の間御尽力をいただきました。このことに対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げる次第であります。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第52号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、議第52号は同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午後　３時０８分　休　　憩

～～～

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○海老名　悟議長　ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第53号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名　悟議長　御異議なしと認めます。よって、議第53号は同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午後　３時１２分　休　　憩

～～～